

豊臣家中からみた大坂の陣

——大坂落人浅井一政の戦功覚書を題材として——

堀 ほり

智 とも

博 ひろ

はじめに

元和元年（一六一五）五月八日に徳川家康が豊臣家を滅ぼし、天下泰平を決定付けた大坂の陣が終焉してから、四〇〇年が経とうとする現在、この一大決戦に関連する著作が続々と刊行され、大坂の陣をめぐる研究は活況を呈している。^①これに伴い、多くの事柄が明らかになされたが、しかしながら、大坂の陣に臨んで、豊臣家内部の人々が何を考え、そしてどのように対処しようとしていたのか、いわば豊臣家中からみた大坂の陣について知ろうとすると、必然的に史料不足の問題に直面せざるを得ず、課題は山積している。豊臣家は戦争の敗者であるがゆえに、多くの家蔵文書が焼亡してしまい、そのため、大坂の陣における豊臣家中の動向に関しては、後世の創作物である軍記物語に依拠しつつ研究が進められているのが現状である。ただし創作物といえども、軍記物語の内容すべてが作者の想像の産物であるわけではなく、関係者の証言か、古文書か、何らかの基礎資料を下地にして描かれるものである。軍記物語から脚色部分を取り払い、史実により一層迫ろうとするのであれば、軍記物語の典拠史料を見極めることが何より重要となつてこよう。そこで本稿では、まずは近世初期に成立した大坂の陣に関する軍記物語の記述を追う中で、軍記の作者が参照したであろう典拠史料を新

たに見出し（第一章）、その書誌情報を確定する（第二章）。然る後に、当該史料の内容から、大坂の陣に関する諸問題について改めて検討することにした（第三章）。

第一章 軍記物語と「浅井一政自記」

第一章ではまず、主として文学史の研究を参照しつつ、近世初期に成立した大坂の陣に関する軍記物語が何に依拠して書かれたものなのか、原典の一端を明らかにする。大坂の陣に取材した軍記は数あれども、江戸時代、巷間で最も広く読まれてきた作品として『難波戦記』（全十二巻十二冊）がある。『難波戦記』は、成立年代は未詳ながら、確認される限りで最も古い写本は寛文十二年（一六七二）のものである。作者は京都所司代の板倉勝重宅に身を寄せていた万年頼方（入道不求斎）と阿部忠秋の家来二階堂（才兵衛尉）行憲とされる。いずれも徳川方の人間であることから、全体としては、大坂の陣における徳川家の功績を礼賛する内容となっているが、その一方で、真田信繁や後藤又兵衛など、大坂方の諸将の奮戦が華やかに描かれ、また、片桐且元の豊臣家に対する忠臣振りに頁を費やすなど、必ずしも徳川家礼賛に収斂されない内容も散見されるのが『難波戦記』の特徴である^①。実は、『難波戦記』におけるこうした豊臣家寄りの記述については、その多くを、『豊内記』（全三冊）と言う異なる軍記に拠っていることが指摘されている^②。

この『豊内記』は、内大臣豊臣秀頼の最期までを描いていることに由来した名称であり、別名を「秀頼事記」・「豊臣秀頼記」とも言う。近江国の住人「高木宗夢」の語る内容を「桑原求徳」が書きとめ、さらにそれを基礎として加除修正を施し完成させたものだと伝わる。「桑原求徳」が何者なのかは不明だが、一方の宗夢は、文中、供廻りの一人として、秀頼の側近くに控えて居た人物と記されていることから、終戦後も生き延びた大坂落人（豊臣方敗残兵）なのだろう。ゆえに『豊内記』が全体に豊臣家寄りの記述なのも納得できる。ところでこの『豊内記』については、正確な作成年代は不明なもの、寛永十六年（一六三九）以降、大坂の陣に参戦していた宗夢が未だ存命中に成立したものであること^④、さらに宗夢が目撃したと言う秀頼や淀の最期を克明に描いていることから、歴史研究者の間でも『豊内記』の記載内容は信憑性が高いとして参照されることが多い。ここではさらに踏み込んで、『豊内記』の典拠史料にも着目してみたい。

序文に抛れば、「宗夢か物語りによつて桑原求徳人道書あつめし草紙を本として其時の事知りたる人の言葉を書きそへ」とあり、『豊内記』は宗夢だけに留まらず、合戦当時の事情を知る何人かの証言をも組み込んだものであるとされる。この点、国文学者の阿部一彦により、『豊内記』が『駿府記』や『渡辺勘兵衛武功覚書』などを参照していることがすでに指摘されているが、改めて本文を通覧すると、その他今木源右衛門（実名は「一政」のため以下では呼称を「一政」に統一する）なる人物の証言が際立って多く採録されていることが目を引く。しかも一政は『豊内記』の中では、豊臣家の敗北が決定的になった際に、秀頼に自害を強く勧めるなど、宗夢以上に印象深い役どころを演じているのである。実はこの一政は実在した人物であり、後述するように、一政は大坂終戦後も生き残り、最終的に加賀前田家へと仕えていた。加えて一政は、合戦時における大坂城内での出来事を事細かく戦功覚書（『浅井一政自記』⁶）として残しており、その内容が今に伝わっているのである。⁷

「浅井一政自記」の存在から、恐らくは『豊内記』の作者が、一政から覚書を借用し、本文中の記述に生かしたという流れが想定されるが、そうであるとするならば、『豊内記』は、『浅井一政自記』を具体的にどの程度参照しているのだろうか。以下に検討してみたい。

表1は、両書の記載内容を比較検討した結果を一覧表としてまとめたものである。『豊内記』の各記事が、「浅井一政自記」のどの箇所を、どの程度参照したかが判別出来るように、それぞれの該当箇所を抜粋して掲載した。表1から、以下四点が判明する。

〔1〕 管見の限りで、『豊内記』は、全部で二〇箇所、「浅井一政自記」を参照したと思われる記述が確認出来る。ここから『豊内記』は、基本的な事項やその経過について「浅井一政自記」に依拠していることがわかる。

〔2〕 ただし、『豊内記』は、「浅井一政自記」の記述をそのまま引用することは少なく、適宜改変を加えており、この改変の内容は、①「浅井一政自記」の語句の言い換えや、補足説明を加える（1/2/3/12/13/15/17/18/19/20）、②「浅井一政自記」の記述で煩雑な箇所を省略する（10/11/14）、③登場人物の発言を脚色する（4/5/6/7/8/9/16）、の三つにおおよそ分類出来る。

〔3〕 ①・②は「浅井一政自記」の内容をよりわかりやすく伝えるための、読み手に配慮した修正である。

〔4〕 『豊内記』における最も大きな改変は、③登場人物の発言に、大幅に脚色を加えていることである。その顕著な例が表1・16

における、秀頼が自害を決意する場面である。「浅井一政自記」ではこの場面を、一政による「さて御生害ハ何方にて可被遊候哉」の問い掛けと、秀頼による「殿守を用意仕候へ」との応答しか記されていない。一方、『豊内記』では、「弓馬の家に生れては大事に居たりて心を不動、義理を守て、死を不厭…」とあるように、将としての心の在り方についての長文の間答が差し挟まれている。右にみるような、大幅な脚色が施された理由について、先行研究を参照すれば、文中藤原惺窩や林羅山を高く評価するなど、『豊内記』の記述には、一貫して儒教思想が貫かれており、そのために『豊内記』では過去の為政者たちの論評を通じて、読み手に、理想の政道を教諭することが執筆目的の一つにあったとする指摘がある。⁸⁾ こうした目的に沿って、「浅井一政自記」の記述に脚色が加えられているのであろう。

以上のように、『豊内記』は読み手にわかりやすく、儒教思想に則った政道論を教示するという方針の元に編集されており、この点で『豊内記』は少なからず脚色が認められる。一方の「浅井一政自記」についても、戦功覚書という史料の性格上、一政の活躍が必要以上に誇張されており、この点で史料批判は欠かせないものの、ひとまず本史料が『難波戦記』、さらには『豊内記』の原典の一つと確定したことで、今後、脚色の少ない、より良質な史料から豊臣家の内情に迫ることが可能となった。当該時期の豊臣家中を描いた史料としては他に類書がなく、その点でも貴重な史料と言えらるだろう。⁹⁾

第二章 「浅井一政自記」の作者来歴と作成年代

「浅井一政自記」は、これまで学界未紹介の新出史料と言うわけではない。すでに各書で翻刻がなされており、たとえば櫻井成廣は、大坂城本丸御殿の復元の考察する際に当該史料を参照している。¹⁾ また、藤田実はその史料的価値について「浅井一政自記」は大坂の陣を回顧した記録である。前田家所蔵と言う伝来の経緯から、おおむね信頼できる史料と考えられる」と記しており、その内容は一部研究者の間では信憑性の高い史料として評価されてきた。¹²⁾ ただし、作者である浅井一政の来歴や作成年代などが十分に明らかになっていないことを理由として、とりわけ政治史の分野ではこれまで積極的に利用されてこなかったものと思われる。そこで本章では、内容の検討に入る前に、浅井一政の来歴と、当該史料の作成年代について検討しておく。

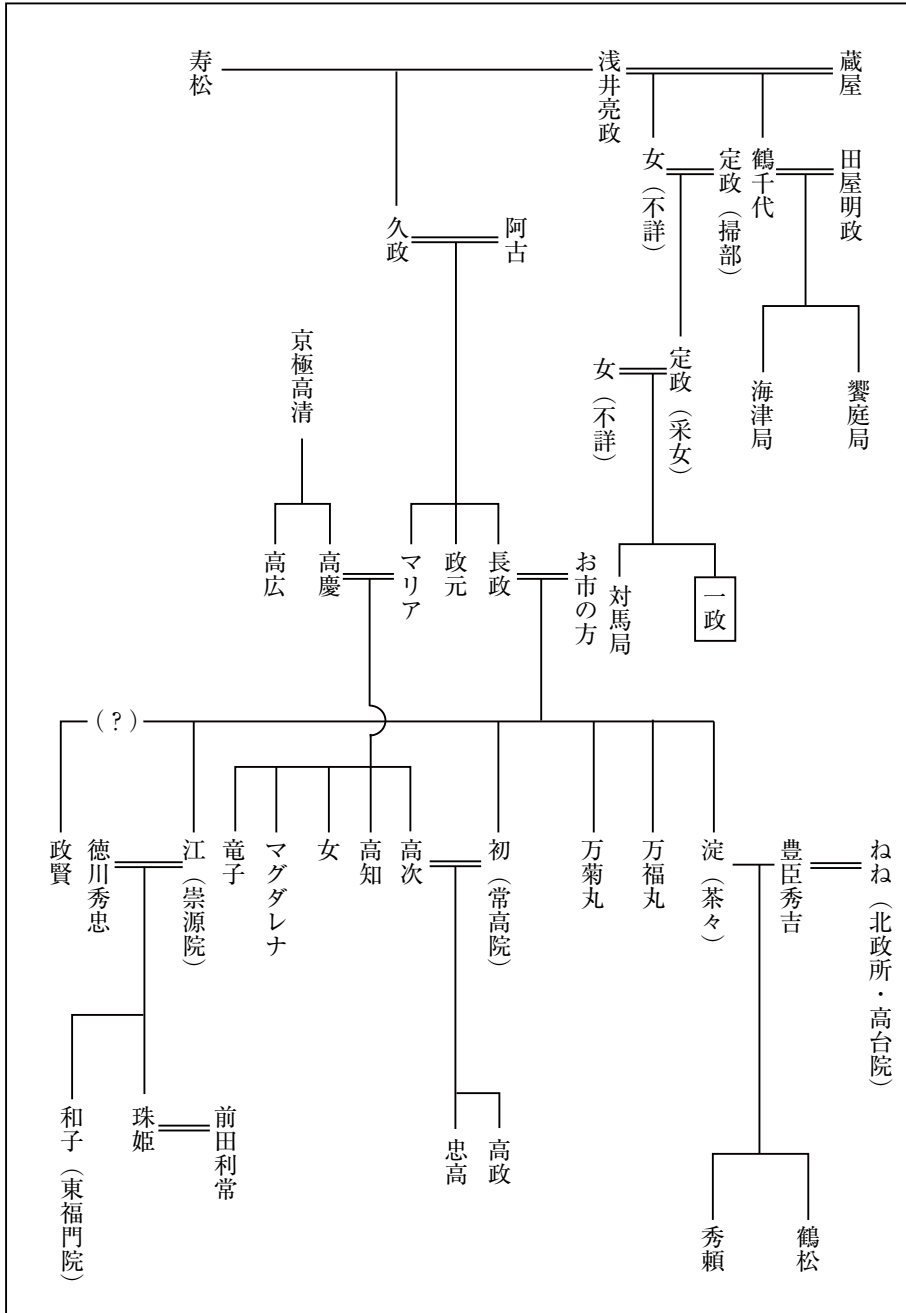
まず、一政の家系については、先にみた『豊内記』では、「今木源衛門尉は浅井家の者成し」と、ごく簡単に記しているが、加賀藩士の来歴と家系を記した『先祖由緒并一類附帳』¹³に拠れば、一政の祖父掃部定政は近江浅井氏の一族であり、本家嫡流の浅井亮政の娘と縁組し、後に采女定政となる一男（一政の父）をもうけた（系図参照）。しかし、天正元年（一五七三）八月に浅井本家が織田信長の猛攻で滅亡してしまったため、これにともなって定政一家は越前国敦賀へ逃亡したとされる。一政自身の生年・前半生は不明ながら、秀頼の代に豊臣家に仕官し、重臣の片桐且元の麾下に所属した。ただし、秀頼の父である秀吉が、その滅亡に加担した「浅井」を名乗ることが憚られたのか、豊臣家中では「今木」¹⁴を名乗っていたと言う。¹⁵

加賀浅井家のように、浅井の子孫であることを主張する家が多いが、各々の主張通り、それが真実であるのか確証を得るのは難しい。しかしながら、少なくとも加賀浅井家が浅井の血統であると言うのは比較的信憑性が高い話に思われる。と言うのも、浅井三代（亮政・久政・長政）の菩提寺である長浜徳勝寺には、亮政とその夫人・蔵屋の木像が伝来しており、旧厨子裏書には、この像は東福門院（一六〇七〜一六七八）の元で上臈女房の頭として仕えた「対馬局」（一政の妹）¹⁶が、京都の仏師に制作させ持仏堂に安置したものであると言う。「対馬局」没後は加賀の浅井政右衛門（一政の嫡男）に送られ、その後徳勝寺に寄進されたと伝わる。¹⁷このように加賀浅井家と亮政との繋がりを感じさせる逸話が残されているのである。また、一政は、豊臣家中において高位高官の地位にはないにも関わらず、「浅井一政自記」に拠れば、秀頼とは直接対面する仲であり、後述するように、且元の対応をめぐって、しばしば相談を持ち掛けられるなど、信頼を得ていた様子が窺えるからである。こうした関係が成り立ち得たのは、ひとえに浅井の血統に拠るものと考えられよう。¹⁸

大坂落城後一政は、牢人として暫く京都に滞在していた。その間の生活資金については、大和国竜田二代藩主の片桐孝利から、旧恩（一政が孝利の父且元のため豊臣家との交渉役を担ってくれたこと）に報いるためとして、合力米五〇〇石が仕送りされており、一政は牢人ながら比較的裕福な暮らしをしていたようである。²⁰とは言え、いつまでも片桐家の援助だけに頼るわけにはいかないので、後述するように、大坂落人同士連絡を取り合うなどして、大名家への仕官を模索していたところ、元和年中に加賀二代藩主前田利常に一〇〇石で召し抱えられた。

その後一政は再び「浅井」と改称し、利常が隠居した後も、三代光高に継続して仕えた。とりわけ光高は一政のことを懇意にしてい

浅井一政をめぐる人々系図



長浜市長浜城歴史博物館編『戦国大名浅井氏と北近江 浅井三代から三姉妹へ』(サンライズ出版、二〇〇八年) 一六六～一六七頁収録の系図に一部加筆修正。

たようで、三百石加増の上、御側御用を命じたとある。その後正保二年（一六四五）四月五日に光高が急死するに伴い、一政はこれを悼んで同月中に殉死を遂げている。²¹ 一政の遺骸は光高と同じ金龍院天徳院（石川県金沢市小立野）に葬られ、昭和になってから前田家歴代の野田山墓地（石川県金沢市山科町）に改葬されたと言う。²² 以上浅井一政の来歴について、加賀藩関係史料を元にその概要をまとめた。

それではいつ一政はこの覚書を作成したのであろうか。一政が元和年中に加賀藩に仕官する際、戦功証明として加賀藩当局にこの覚書を提出した可能性がまず想起されるが、加賀藩では、元和二年（一六一六）に行われた大坂の陣における論功行賞の不備を正すため、戦功覚書はその後も複数回提出する機会が設けられていたので、直ちに断定は出来ない。²³ 一方、藤田実は、一政の子孫が作成した可能性も踏まえてか、「浅井一政自記」の成立年代を、前田利常の死没する万治元年（一六五八）以前と大まかに想定しているが、これだと「浅井一政自記」を典拠に創作された『豊内記』や『難波戦記』と成立年代にほとんど差がなくなってしまうので、今少し絞り込みが必要であらう。そこで「浅井一政自記」を参照すると、「28」条に、成立年代の決め手となる記述がみられる。後述するように「28」において一政は、自分の戦功を証言してくれる証人の名前を具体的に挙げており、その内の一人である山口勘右衛門は現在（「浅井一政自記」執筆時）、「稲葉丹後守」の家中にあると言う。この「稲葉丹後守」は、下野国真岡二代藩主であった稲葉正勝（一五九七―一六三四）が該当する。正勝は元和九年（一六二三）八月に「丹後守」に任官し、その後寛永十一年（一六三四）正月に亡くなるので、『浅井一政時記』は、この期間に成立したものと比定出来る。²⁵ さらに、岡嶋大峰の研究を参照すれば、加賀藩では、大坂の陣を含む過去の戦役についての下問や書上提出は、寛永八年（一六三二）まで続くとされているので、ここから、「浅井一政自記」の成立時期の下限をさらに限定出来よう。²⁶ こうして浅井一政の来歴および当該史料の作成年代の詳細が明らかとなった。次章からいよいよ本文の検討に入ることにする。

第三章 「浅井一政自記」の記述内容の検討

「浅井一政自記」は縦二十八・六cm・横二十一・七cmの縦帳で、現在前田育徳会尊経閣文庫の所蔵となっている。²⁷ また、その内容は、

大坂の陣全体を描写するのではなく、一政自身が深く関わった事績を中心にまとめあげたものである（表2参照）。全部で三十五箇条の本文と、後から追加されたとみられる短文の五箇条（本文要旨）があり、おおよそ時系列にそって記述されていて、①慶長十九年九月二十三日から同年九月三十日における片桐且元の屋敷への立籠りから大坂城退去まで、②元和元年五月七日における大坂夏の陣から大坂落城直前まで、③同年五月八日における常高院への使者としての働き、の三つに大別出来る。

以下では「浅井一政自記」の各条項の概要を示しつつ、豊臣家中（浅井一政）からみた大坂の陣に関する諸問題について検討を加える。なお、ここで言う諸問題とは、具体的には、右覚書の内容に即し、次に掲げる三つの問題に主として焦点をあてる。

一つめとして、片桐且元の大坂城退去に関する一件の再検討である。本事件は、徳川家康との交渉役として長らく豊臣家の存続に奔走してきた且元が、豊臣家中の面々から不興を買って命を狙われる立場となり、その結果且元は、身の安全のため出仕を絶ち、ついには大坂城退去にまで至ったという経緯を有す。また、本事件は方広寺鐘銘問題と並び、大坂の陣が勃発した契機となったことで夙に知られており、これまでも研究が積み重ねられてきた²⁸⁾。しかしながら、史料制約から、大坂の陣後も存続した片桐家側の主張のみ取り上げざるを得ず、その結果、豊臣家側との対立点ばかりが強調されてきたきらいがある。この点、使者の一人として豊臣・片桐両家を行き来した一政の覚書は、この事件について新たな論点を提示することが出来るだろう。

二つめとして、当該時期における豊臣家中の権力構造について見通しを立てることである。当主秀頼の権力基盤が脆弱であり、そのために母である淀や大野治長ら重臣の独断を許したと言うのは、歴史学方面ではもはや常識の範疇であるが、多くは、城外に居た者による間接的な伝聞を根拠としていた。一方で、軍記物語の作者たちは、豊臣家が滅んだ理由について、徳川家に配慮して家康にその責任を求めず、豊臣家の内部分裂の方を殊更に強調して描いているとする文学史方面からの指摘もある²⁹⁾。実際、豊臣家中に居た一政の目には当時どのように映っていたのか、ここでは改めて見極めたい。

三つめとして、補足的事項ではあるが、終戦後における大坂落人の処遇についても合わせて検討することとしたい。落人に関する史料があまり残されていない中、一政の来歴は、終戦後、大名家に仕官するまでを辿れる貴重な事例だからである。

以上三つの問題に留意しつつ、覚書を読み進めていくこととする。なお、「浅井一政自記」の全文翻刻を本稿末尾に付したので、適宜参照されたい。

表2 「浅井一政日記」の記述概要一覧

豊臣家中からみた大坂の陣

条	年月日	概要
1	慶長19年9月23日	浅井一政が大坂城に登城したところ、豊臣秀頼を始め城中の者達から片桐且元が登城していないことを問われた。
2		且元に呼ばれたので、一政が且元の屋敷に何うと、且元家中の八右衛門から、登城すれば且元が成敗されてしまうとの情報があるので登城しないことにしたとの説明を受ける。
3		八右衛門から、主人の且元には秀頼に申し思ふところはない旨告げられる。
4		一政は且元と対面し、秀頼に申し且元の如くないことを告げることを約束した上で、且元側から人質を提出することも提案する。
5		一政が秀頼と対面し、且元側の事情を説明する。一政は秀頼が直接且元と対面し真意を問うことを勧めるも、秀頼はこれに難色を示したので代案として秀頼から且元に対し誓文を遣わすことを提案したところ承諾された。且元の屋敷に兵士が續々と入っていくのがうかがえた。
6		秀頼が一政と相談しつつ誓文を完成させ、且元に送付する。且元の件に関して、淀から度々使者が来ることを煩わしく思った一政が、「女房衆が関与すべきことではない」と苦言を呈した。すると秀頼もこれに同意し、淀からの使者を叱ったところ、奥から使者が来ることはなくなった。
7		且元から秀頼に対し、誓文を感謝する返事が届く。この後且元に対しどのようにすべきか秀頼から問われた一政は使者の派遣を提案した。さらに秀頼から使者の人選をどうすべきか尋ねられたので、一政は片桐家の家中の者と相談すると発言し、且元の屋敷へと向かった。
8		片桐家中の者と相談し、速水甲斐守が使者として赴くことに決定した。秀頼からは一政に対し、且元の返事が遅かったことへの不満が伝えられた。且元屋敷と織田有楽(長益)の屋敷では、互いに警戒し合い、多くの兵士が詰めかけていた。
9		使者に決定した速水守久が酒に酔いつつ登城した。一政は淀から、協力して且元の説得にあたるよう言い渡された。
10		再び且元の屋敷に赴き、且元から「秀頼への裏切りはない」旨を聞いた一政は、速水と共に秀頼・淀の元に出て事情を説明したところ、答えに満足したのか呉服を拝領した。
11		且元家来の者達が登城し一政と速水を呼び出し、「今夜の内に織田有楽の屋敷に待機させている兵を引かせてほしいこと、さすれば、且元の屋敷に立て籠っている兵も解散させる」と告げ、この旨を秀頼に伝えるよう言われる。この件を奥に伝えたところ、秀頼ではなく淀から「先に且元の兵を解散させよ」と命じるが、一政は淀の意向を無視する形で両者の兵を撤退させた。
12		夜更けに七手組の談合が行われる。
13		1条～11条が23日朝四つ時からの経過であり、誰も出仕しない中、一政一人が事件の解決に奔走した。
14		23日朝四つ時に使者を介して常心(織田信雄)より一政に知らせが届いた。それ以前は何の沙汰もなかった。
15	慶長19年9月24日	且元の家来達が一政に対し、「主人である且元が大坂城の水の口から登城し、城を固め、大野治長などを成敗する」とする策を唱えたので、且元に披露したが同意しなかった。
16	慶長19年9月26日	治長らが牢人を召し連れ、大坂城に立て籠もり、いよいよ且元を打ち果たす用意を行う。一政は寄親の且元に味方するため、具足を着て且元の屋敷に赴いたところ決戦を覚悟してか酒宴を開いていた。片桐貞隆より妻子の処遇をどうすべきか問われた一政は、一緒に居るほうが良いと答えた。
17		一政が且元の屋敷の周囲を見回ったところ、静まり返っていた。
18		一政は且元の二人の息子と対面し、その気概を褒める。
19	慶長19年9月26日 or 27日	速水らの提案で交渉が再開され、以前決めた通り人質を提出するよう呼びかけると、且元がこれに応じて早速息子の孝利を差し出したところ、秀頼は且元に二心ないことを納得して、すぐに人質を返還した。
20	慶長19年9月27日?	秀頼より、「且元に二心ないことは了承したが、屋敷に兵を集めたことについては説明がない」として、且元には暫くの寺籠居を申し付け、然る後に息子の孝利に我が娘を嫁がせると仰せが下った。
21		且元が算用帳を大坂城に返却し、誓目目録を受け取った。
22	慶長19年9月29日 or 30日	且元から一政に対し、一緒に大坂城を退去する準備をするよう誘われたが、一政はこれを固辞し、城に残る旨を且元に告げた。その後一政は且元からの助言に従い、七手組頭伊藤長実を通じて秀頼に詫言を入れたところ、赦免された。
23	慶長20年5月	一政はその他20名と共に(秀頼から)白い羽織を下賜され、戦場においては率先して前に出ることなく、伝令役を務めるよう命じられた。
24	慶長20年5月7日	茶臼山に居る真田信繁から、敵が間近に迫っているので戦闘を開始したいと使者(寺尾勝右衛門)が寄越された。これに対し治長は、「秀頼様の出馬を合図に戦闘を開始することが最前より決定している」と主張した。一政はこの決定を真田に伝える伝令役について寺尾を退け、自ら名乗り出て了承された。
25		一政が真田や七手組が陣所を置く茶臼山に赴き、治長の決定を伝えた。
26		一政は真田への伝令として茶臼山まで来たが、敵が間近に迫っているため、「先に敵の元に行き」と断りを入れ、誰よりも早く敵の間近2～3町(2～300m) 辺りまで接近した。
27		午の刻(昼12時前後)に敵と味方の間7～8町(7～800m) 隔てて睨み合っていたところ、敵勢より三人乗り出してきて、その内の一人を一政は突き立て伏せ、首を刈った。この戦闘により鎧は塩垣より二つに折れた。詳しくは知らないが、同じ戦場(天王寺の戦い)で徳川方の本多忠朝・小笠原秀政が戦死したと言う。
28		一番合戦において一政より先に打って出た者は誰もいなかった。このことは多くの者が見て証言もしてくれる。
29		豊臣方が敗走を始めた頃、一政は秀頼の最期の時が気にかかり、大坂城へと戻った。一政は秀頼に対し、自害は如何するのかわねたところ、「天守閣に用意せよ」との仰せになったので天守閣に鉄砲薬を敷き詰めるなど用意を整えた。
30		一政が秀頼に対し、生害の準備が整ったことを告げ、火繩に火を付け、秀頼に付き従い、天守閣へと登った。
31		治長が後からやってきて、秀頼に対し、戦況が盛り返したと偽りを述べ、秀頼の生害を何とか止めようとした。これに対し一政は「最期の時を仰ぶことは秀頼の名を汚すことになる」と主張したが、秀頼は治長の説得で天守閣を降り別の矢倉(月見矢倉)へと移動した。
32		淀殿はすでに天守閣から下り月見の矢倉へと移動していた。月の矢倉で重臣である渡邊朝が息子の介錯により切腹した。
33		一政は立ち上る黒煙に嘔びながら月見の矢倉に入ると、正栄尼が「介錯してくれ」とせがんできたので、望み通りこれを切った。
34	秀頼も月見の矢倉に入ったが、(死を前にして)菅輿の冷めた様子だったので、一政が切腹の手本を見せようと脇差を抜いたところ、津川左近・毛利勝永に制止され外へ連れ出された。	
35	慶長20年5月8日	朝、淀から常高院の元に使者として赴くよう懇願され、一政は不承ながら常高院の元を尋ねると、「(淀への返信は)京極高知の返事を何ってからのほうが都合が良い」とのことだった。そこで常高院と共に京極陣所までおもむき、返事を貰って大坂城内に戻ろうとしたところ、徳川方の井伊直孝部隊に捕縛されてしまう。一政は事情を説明して何とか大坂入城を許してもらおうとするも、間もなく月見の矢倉より火の手が上がり、秀頼が生害したことを把握した。そこで一政は京極の手者に護送され京都へと立ち退いた。

八九

「浅井一政日記」(前田育徳会尊經閣文庫)より作成。

1. 片桐且元の屋敷への立籠りから大坂城退去まで

〔1〕「浅井一政自記」は、一政が大坂城本丸に登城する場面から始まる。慶長十九年（一六一四）九月二十三日朝、「千畳敷上段ノ次ノ段」へと向かった一政は、豊臣秀頼や、その近臣である渡邊糺（秀頼の乳母である正栄尼の長男）・木村重成（秀頼の乳母である宮内卿の長男で、『禁裏御普請帳』に拠れば知行八〇〇石）から、寄親である且元が未だ出仕していないことを問い糺されたため、ひとまず「（且元は）只今出仕いたします」と返した。なお、一政が出仕した「千畳敷」について、櫻井成廣は本丸表御殿の「御対面所」〔図①参照〕に比定している。

〔2〕～〔4〕その後一政は且元の上屋敷（大坂城二の丸に所在）へと向かい、片桐家中の者から、且元の不出仕の原因が、もし登城すれば、城内で成敗されてしまうとの情報もたらされたためであるとの説明を受けている。一政はこの事態の打開策を乞われたので、秀頼に対し、二心ない証拠として人質を提出することを提案したところ、且元もこれに同意した。この人質提出については、この後の豊臣・片桐両家の交渉過程を追うと、中心の議題とされているので留意しておきたい。

〔5〕その後一政は大坂城へと戻ると、「帝鑑の間」（中国明代の帝王の物語である『帝鑑図説』の内容が部屋の壁面に描かれていたことに由来する）において秀頼と二人きりで且元への対応を協議している。³⁰なお、この「帝鑑の間」の位置については諸説あるが、本稿では本丸奥御殿の「御広間」か、その周辺の部屋に比定しておく〔図②参照〕³¹。

この話し合いにおいて一政は、且元の真意を知るには、織田信長代の古事に随い、且元の屋敷へ少数の御供だけを連れて秀頼が直接会いに行くことを勧めた。しかし秀頼がこれに難色を示したため、一政は代案として御誓文を且元に遣わすことを提案すると、秀頼もこれに同意した。

〔6〕秀頼が一政と相談して完成させた御誓文は、白い文箱に入れて割符を押し且元の元へと送り届けられた。³²且元からの返事を待っている間に、淀から頼りに使者がやって来て、「心配なので秀頼に奥に戻るよう」と繰り返した。一政はこれを煩わしく思い、「政務については女房衆の出る幕ではない」と苦言を呈したところ、秀頼もこれに同意して使者を厳しく叱りつけた。その結果、この件に関して使者が来ることはなくなつたと言ふ。

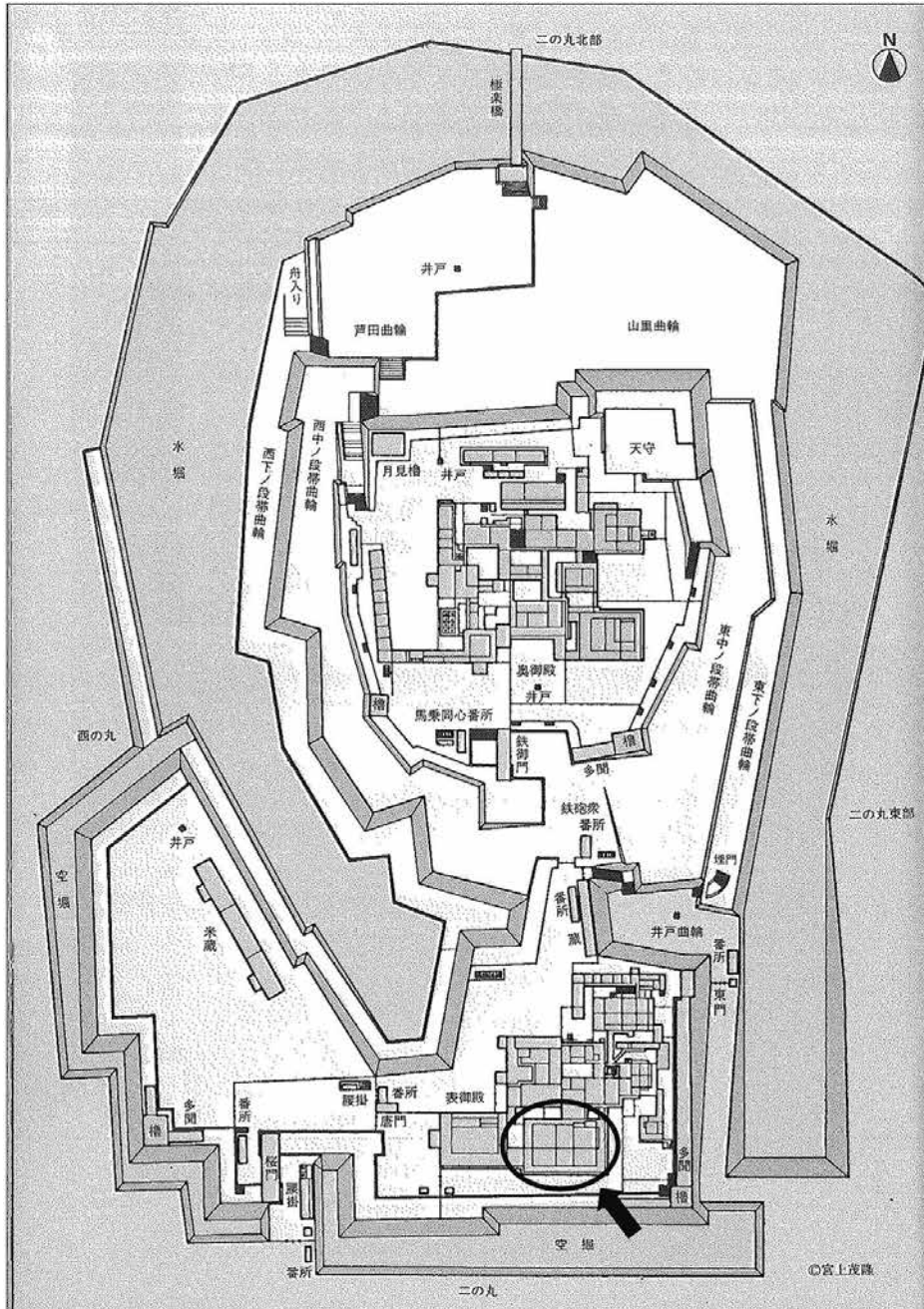
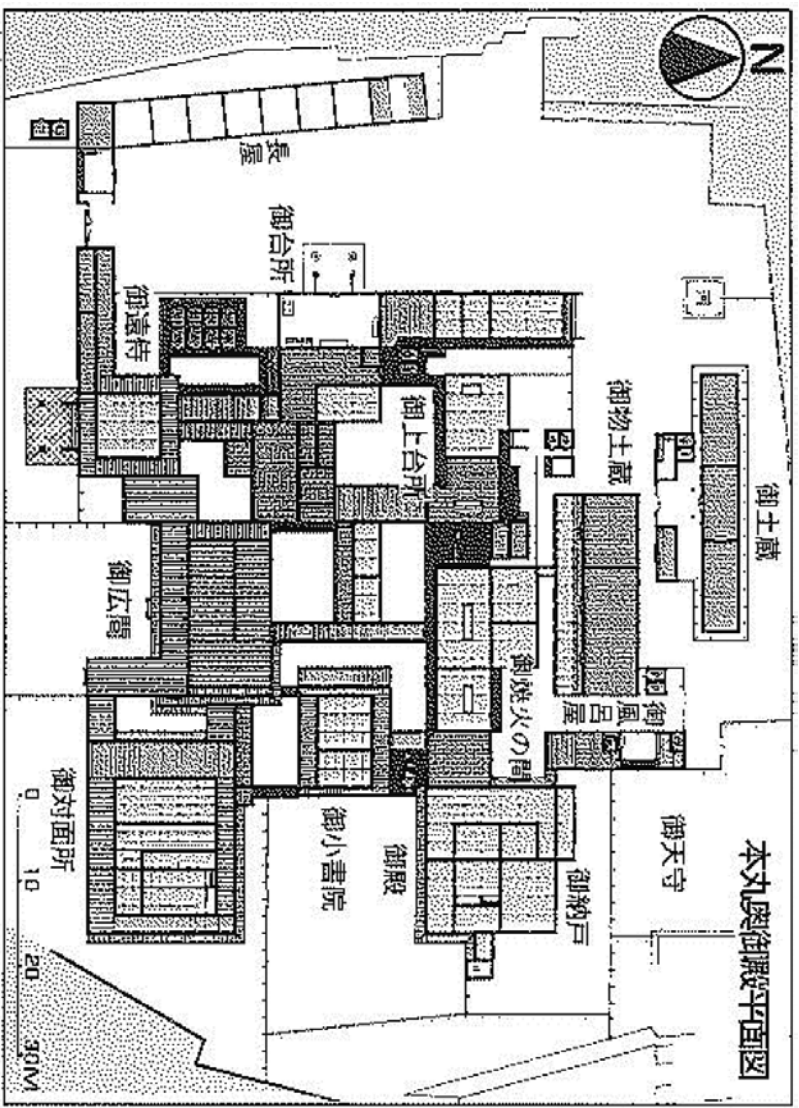


図1 豊臣大坂城本丸復元図

宮上茂隆「豊臣時代大坂城」(「歴史群像●名城シリーズ①大坂城」学習研究社、一九九四年、九頁)より引用
 ○囲いの部屋(御対面所)が「千畳敷」に比定されている。



◎宮上茂隆

図2 大坂城本丸奥御殿平面図
 宮上茂隆「豊臣時代大坂城」(歴史群像●名城シリーズ①大坂城)学習研究社、一九九四年、十九頁)より引用

〔6〕の記述は、後述する〔11〕と並び、淀と秀頼母子の關係の一端が垣間見える興味深い条項である。淀と言えば秀吉死後、幼年の秀頼の後見人として政務を主導するようになり、やがてそれが常態化すると、たとえば『駿府記』に「大坂の様体、軍陣の体、万事母指出たまい、これによって諸卒色を失う」と記されるように、淀の指示が政務に混乱を来たすようになっていたことが諸書に認められるが、「浅井一政自記」でもその一端が窺える。ただし、秀頼も母に従順であるばかりではなく、一政の抗議に続く形ではあるが、時に反意を示していたようで、秀頼が淀の過干渉を必ずしも快く思っていないことが推察される。

〔7〕〔8〕その後且元から秀頼に対し御誓文の送付を感謝する返信が届けられている。これを受けて秀頼は、一政の助言もあり、且元に使者を派遣することにした。使者の人選については、片桐家の面々とも内々で協議した結果、秀頼にもきちんと主張出来る人物とすること、最終的に速水甲斐守（守久）。秀吉が創設した親衛隊である七手組頭の筆頭で、『禁裏御普請帳』に拠れば知行一万五〇〇石に決定した、とある。

こうして片桐・豊臣両家は事態解決に向けて本格的な交渉を開始することとなったが、この二日後に出された且元宛の秀頼書簡が、写しではあるものの、今に伝わっている。以下ではこの書簡について若干の検討を加えておきたい。

【史料1】

氣指しかくとも無之由、無心許候、左様二候へハ、何角雜説申候由承候、我々聊如在無之候、諸事何様共談合可申と存候處、加様之儀、何とも不能分別候、此返事重而可申候、謹言、

九月廿五日 御名

片桐市正殿

【史料2】

只今返事通具見届候、自身行候而も申度候へとも、不成事二候間、速水甲斐守以可申遣候哉、為其重而申入候、謹言、

九月廿五日

御判

豊臣家中からみた大坂の陣

【史料1】【史料2】は「片桐旧記写」に収録された二通の写である。³⁴それぞれ慶長十九年九月二十五日付で片桐且元・貞隆兄弟に宛てたもので、【史料1】の端裏書には「秀頼公御直書」との書き込みがある。³⁵内容は、秀頼が且元の登城がないことを心もとなく思っており、何とか連絡を取りたいとの要望を伝えるもので、片桐家ではこれら一連の書状を謀書として扱ってきたためか、これまでの研究でも等閑にされてきた傾向がある。³⁶そこで「浅井一政自記」の記述を踏まえた上で、改めてその内容に注目してみたい。

まず、「此返事重而可申候」(【史料1】)・「只今返事通具見届候」(【史料2】)とある通り、二通とも且元に対する返書であることが確認出来る(1)。続いて、「速水甲斐守以可申遣候哉」(【史料2】)とあることから、速水甲斐守がこの返書の伝達役であることも確かめられる(2)。さらに、暗殺に怯える且元を慰撫するため、「如在無(且元のことを粗略に思っていない)」との文言が明記されていること(3)、加えて、「諸事何様共談合可申と存候處」(【史料1】)・「自身行候而も申度候へとも」(【史料2】)とあるように、一政の助言の中にあつた秀頼による且元屋敷への訪問について(6)言及されていることも特筆すべきだろう(4)。これら1〜4はいずれも「浅井一政自記」の記述の信憑性を裏付けると共に、とりわけ後者の3・4から、二通が、決して謀書などではなく、且元側の意向を十分に斟酌した上での、秀頼による真摯な回答であつたこともまた窺えるのである。この他、【史料1】【史料2】とは別に、翌日付で、淀からも且元に対して自筆書状と血判起請文が遣わされており、共に「如在無」の文言がみえる。(3)(4)に拠れば、且元からは「殿様へ」とだけあり、淀の起誓文は且元の要求(一政の提案)には必ずしも含まれてはいなかったが、それにも関わらず添えられたことは、且元の要求に真摯に応えようとする豊臣家側の積極的な姿勢を示したものと評価出来るよう。³⁸

このように事態の解決に向けた交渉を進める一方で、「市正殿屋敷・有楽の屋敷へハ、具足・かふとをもたせ」とあるように(7)、且元屋敷のある二の丸では、互いへの警戒から、両軍が睨み合う一触即発の事態に陥っていた。なお、豊臣方の軍勢を率いていたのは、大野治長(淀の乳母である大藏卿の長男で『禁裏御普請帳』に拠れば知行一万石)・木村重成・渡辺胤の三名であることがわかる。(9)その後淀から呼び出しがかかり、速水と一政の兩名が奥御殿に向かった。淀からみて一政は且元最良の人間だったようで、淀はまず速水を呼び何事か言い含め、しばらく後に一政を招き、「速水と協力して且元をよく説得せよ」と声を掛けた。

〔10〕一政と速水の両名は且元の屋敷に赴き、そこで且元の心中を伺い、改めて秀頼に対して二心がないことを確認した。その後大坂城に戻った両名は、且元の心中の程を秀頼と淀に披露した³⁹。とりわけ秀頼はこの回答に満足したようで、着用していた呉服を両名に下賜している。

〔11〕片桐家中の者（梅戸八右衛門・多羅尾半左衛門）が登城し、一政と速水に向けて、「近隣の有楽斎（織田長益、織田信長の弟）の屋敷に伏せている敵兵を退いて貰いたい。それが済めば、屋敷に立て籠もった兵士も解散させる。このことを秀頼と淀に伝えて欲しい」との要望が出された。一政と速水の両名はこの件を輿に報告したところ、秀頼の耳には入れず、淀から、「まず且元側が兵士を解散させ、然るのち、有楽斎の屋敷に居る兵を引かせよ」と命令が下った。これを聞いた速水が、このままでは埒が明かないと嘆いたので、一政はひとまず「かしこまりました」と淀には返答し、その間に両方とも同時に兵を引かせてしまおうと進言したところ、この提案に速水も同意したので、ただちに実行に移された、とある。

このように〔11〕は〔6〕と並び、豊臣家中が淀の対応に苦慮している状況を改めて窺うことが出来る⁴⁰。この他、〔11〕には、「秀頼の耳へハたてす御ふくろより返事ときこへ申候」とする記述があり、あくまで伝聞だが、もしもこれが事実だとすれば、〔6〕で起きたような諍いを避けるためか、淀が秀頼に対して意図的に情報を伏せた上で、独断で意思決定を行っていたことになる。ごくわずかな事例ではあるが、従来一体的と思われていた秀頼と淀の関係について、一石を投じるものだろう。

〔12〕～〔14〕交渉が続けられている最中の大坂城では、且元による襲撃を恐れて誰一人登城することなく、依然緊迫感ある状況が続いていた。そんな中一政は、自身が一人立ち回ること、両家の兵を撤収させ、何とか解決の目途が付いたのだと述懐している。そもそもこうした状況は、九月二十三日朝に、織田信雄（織田信長の次男）が御成敗の情報を且元側に伝えた時から生じており、それ以前には何の不穏な様子もなかったと振り返っている。

〔15〕翌二十四日、且元家中の者が、且元が軍勢を率いて大坂城を占領し、敵対する大野治長ら重臣層を排除する計画を発案⁴¹し、一政を介してこれを実行しよう且元へ迫ってみたものの、且元は同意することはなかった。ここから且元が、極論に走りがちな家中を抑えるのに苦慮していた状況が読み取れる。

〔16〕～〔18〕右に見る如く、二十三日夜までは、解決に向けて双方歩み寄りを行っており、その結果同時に兵を退くことで衝突は避

けられたかに見えたが、二十六日に大野治長が、且元を打ち果たすべく、諸牢人を率いて大坂城本丸に立て籠もるに至り、事態は一変してしまふ⁽¹⁹⁾。この予期せぬ行動に対し、一政は「咎もなき人を理不尽なる義」と綴るように、治長に対する怒りと義憤に駆られた結果、使者としての任務を放棄し、且元屋敷に加勢のため武装して駆け付けている。邸内ではいよいよ決戦を予期したのか、且元は紋所の入った正装をして、片桐家一同による酒宴が執り行われていた。夜になり一政が屋敷周辺を散策すると、嵐の前の静けさだろうか、辺りは静まり返っていたとある。その後一政は且元の二人の息子（采女・孝利）と面会し、二人は未だ十四〜十五の幼年であるにも関わらず、その気骨ある風情に感じ入り、「さすが且元の子である」と称賛を綴っている。

〔19〕 二十六日夜半の片桐家中の様相を何う限り、皆開戦に向けて気持ちを高ぶらせており、戦端が開かれるのはもはや時間の問題であったが、しかし、一政と異なり、秀頼側に残った速水を始めとする七組衆の面々が、「せっかく、これまでうまく進めてきた交渉を、このまま無為にしてしまうことは良策ではない」と秀頼に提言したことで、この流れに歯止めがかかる。そこで七組衆の面々が、「以前決めた通り、本日人質を提出してはいかが」と提案したところ、且元側は子息の孝利を人質として送り出した。その後秀頼も間もなく孝利の身柄を返還した。このように、たとえ敵対していようと、身内同士の戦闘を避けることは豊臣・片桐双方にとって共通した思いであり、そのために瀬戸際においても解決策（妥協点）が模索され続けていたのである。

〔20〕 翌二十七日のことか、秀頼から且元に対し、「且元に如くないことは承知したが、屋敷に兵を集結させたことについては十分な説明がないので、その処罰として、且元の身柄はひとまず寺蛭居とし、然る後、我が娘（天秀尼）を子息の孝利に嫁がせよう」との仰せが下った⁽²⁰⁾。『豊内記』では、このうち「寺蛭居」に関しては、秀頼による主体的意志ではなく、且元と敵対する大野治長・木村重成・渡辺紀が主導したとする説明を補っているが（表1・13）、〔5〕条における且元成敗に関しての「おれハ不知」と言う秀頼の発言や、〔7〕〔16〕条における治長の行動を勘案すれば、この見解は首肯できる。恐らく且元との和解に関して、秀頼が重臣層の反発を抑えきれなかったというのが真相であろう。ただし、「一端」とあるように、この「寺蛭居」は且元の将来的な政務復帰を否定するものではなく、また、これが偽りではないことの証として、秀頼の娘を、いわば人質として片桐家に差し出すことを約束しており、この時点に至ってもなお、豊臣家が且元に対し、最大限譲歩していたことが窺える⁽²¹⁾。

〔21〕 この命令に対して且元は、とりたてて抵抗することなく受諾し、その結果算用帳を大坂城へと返却し、皆済目録を受け取って

いる。

〔22〕その後二十九日（或いは三十日）に、ついに且元は大坂城の退去を決意する。且元はこれまで尽力してくれた一政にも一緒に退去することを促すが、一政はこれを固辞し大坂城に残ることを伝えている。一政はその後且元の助言に従い、伊藤長実（七手組頭の一人で、『禁裏御普請帳』に抛れば知行一万三〇〇石）を介して秀頼に託び言を申し入れたところ、あくまで寄親に従っただけで、自身に対する逆意はないものと判断され、一応は赦免された。しかし、依然疑いの眼差しを向けられ続けたと言う。事実「浅井一政自記」に大坂冬の陣の記載がないのも、離反を警戒されてこの間の出陣を留め置かれたためと考えられる⁴⁵。

以上〔22〕まで、片桐且元の大坂城退去に関わる一連の遣り取りをみてきた。その結果、豊臣・片桐双方は全くの没交渉であったわけではなく、この間使者を介して頻繁にやり取りが交わされていたことがわかる。大野治長らの独断行動もあり、結局この交渉は決裂してしまうものの、「秀頼と市正との間諜を一端明申事」と末尾に記すように、二十三日の段階で交渉が一時はまとまったものと一政自身は捉えており、また、その後事態が悪化しても、双方とも平和的解決方法を模索し続けていたことも読み取れた。続く〔23〕からは翌年五月における大坂夏の陣に舞台が移る。

2. 大坂夏の陣から大坂落城直前まで

〔23〕翌年大坂夏の陣に臨んで、一政を含む二十名は大坂城より白い羽織が支給された上で、合戦場における取次（伝令役）となった。この際、取次に専念するため前線に出てはならないことも誓約させられたと言う。

〔24〕同年五月七日のこと、茶臼山（大阪市天王寺区茶臼山町）に一時陣取っていた真田信繁が、取次役として寺尾勝右衛門を遣わし、「敵兵が間近に迫っているので、一足先に合戦を始めたい」と城内へと進言している⁴⁷。信繁からの右の伝令に対し秀頼は、大野治長の見解を求めたところ、治長は、「以前堅く決めた通り、秀頼の出馬を合図に合戦を始めることに変わりはない」と返した。この内容を真田隊に伝える役として、「寺尾では、年寄で草臥れているので役に立たない」として、一政は自分が代役となることを願い出て認められている。

『大坂陣山口休庵咄』には、且元退去後の治長について、「是ハ総大将分にて、諸卒人此仁二目見へいたし、相濟申候、御城中をも乗

物にて廻申候」とする記載があるが、〔23〕から、名実ともに治長が豊臣家中を取り仕切っていた様子が窺える。また、この時取沙汰された秀頼の出馬については、諸書に伝えられている通り、結局一度としてないまま終戦を迎えた。⁴⁸⁾

〔25〕一政が、真田以下七手組の面々も陣取る茶臼山に向かい、治長の言葉を伝えたところ、七手組の一人である伊藤長実は、「それぞれに備えに戻った方が良い」と判断し、茶臼山から下山した。

〔26〕〔27〕その後一政は、敵を目前にして、はやる気持ちを抑えきれなくなったのだろう、先の誓約〔23〕があるのも構わず、敵方からわずか二・三町（約二・三〇〇m）の距離まで、誰よりも早く接近し、さらに同日午の刻（昼一二時前後）には、七・八町（約七・八〇〇m）を隔てて敵味方睨み合いが続く中、一政は向かってきた敵兵三名のうち一人を鎧で突き伏せ、首級を得た。しかしながらこの戦闘で、鎧が塩首（鎧の穂先と柄が接した部分）から二つに折れてしまった、とある。

〔28〕一政は先の戦闘において、先駆けを務めたことを自負しており、加えて戦場が大場（広場）であったから目撃者も多いとして、同じく先駆けを行った徳岡十右衛門や、山口勘右衛門など具体的な名前を挙げている。⁴⁹⁾

ここで注目されるのは、一政が、それぞれの人物の現住所を把握していることからわかるように、右の者たちと終戦後も長期に渡り連絡を取り続けていたことである。たとえば『先祖由緒并一類附帳』にも、「茶臼山鎧合候事二付、後末為證拠徳岡十左衛門・山口勘右衛門・渡辺縫殿助書状往返仕候、右古書共今以伝来仕候」とする記述があり、将来大名家へ仕官する際の戦功証明の手段として、同じ戦場に居た者同士、互いに書簡を取り交わしていたことがわかる。このような終戦後における仕官に向けた協力は、一政だけにとどまらず、大坂落人に共通してみられる行動である。⁵⁰⁾

〔29〕〔30〕その後豊臣方の軍勢が崩れ始め、いよいよ敗北が迫ってくると、一政は主君である秀頼の最期が気になり出し、急ぎ大坂城内に戻った。城内は人が少なく、秀頼の側には大野治長と小姓が一人見えるだけであったと言う。一政は秀頼に対し、「自害はどこでなさるのか」と尋ねたところ、「天守閣に用意せよ」と言われたので、一政は秀頼が自害する予定場所に畳を重ねて敷き、その上に鉄砲薬を置いた。⁵¹⁾その後秀頼に準備が整ったことを告げた。

〔31〕〔32〕秀頼が天守閣に登ったところ、大野治長が後からやってきて、「味方の軍勢が盛り返した」と虚偽の報告をして、秀頼の自害を何とか止めようとした。これに対し一政は、「もはや千畳敷にも火の手が回っており、味方が盛り返したというのは偽りであ

る。最期の時をいたずらに延ばせば生き恥を晒すことになり、秀頼の名に傷が付く」と抗議したが、速水と大野治長の二人が強く主張したため、秀頼は天守閣を降りた。ここで秀頼は月見矢倉（大坂城本丸奥御殿北西の矢倉、図①参照）から下を覗いたところ、敵がすぐ間近に迫っていることを理解した。渡辺札も戦況を把握したためか、もはやこれまでと切腹を遂げた。

〔31〕で注目されるのは、〔15〕の記述と並び、ここでも一政が、同じ豊臣家中でありながら、治長とは見解を全く異にしていることである。後の軍記物語では、忠臣片桐且元と佞臣大野治長といったように対照的な人物造形が行われているが、そもそもこうした描写は、原典である「浅井一政自記」の作者・一政が且元の頼子であると言う立場と、一政の治長に対する認識（嫌悪）を反映して創作されたものであることが推測されよう。

〔33〕一政が煙に咽ながら、月見矢倉へ入ったところ、正栄尼は長男の札が死んだことに悲嘆して、「介錯してくれ」と一政に懇願してきたのでこれを切った。その他比丘尼三名の介錯も一政が務めた。介錯に先立ち皆狼狽えて、言葉を発するものもいなかったとある。

〔34〕秀頼が月見矢倉に入ると、皆いよいよ最期を覚悟して意気消沈していた。一政は「僭越ながら、自分が手本を示そう」と言って脇差を抜き、率先して切腹を果たそうとしたところ、津川近治・毛利勝永がやって来て、あえなく矢倉の外に連れ出されてしまったと言⁽³³⁾う。

以上〔22〕から〔34〕が、一政の記す大坂夏の陣から大坂落城間際までの豊臣家中の様相である。「浅井一政自記」の中でも、とりわけ臨場感溢れる描写が続くが、ここでは、改めて豊臣家中の意思不統一な状況と、終戦後における落人同士の交流を具体的に確認することが出来た。

3. 常高院の使者としての働き

〔35〕五月八日の朝、一政は秀頼から常高院（浅井長政の二女で若狭小浜藩主京極高次の正室）の元へ使いに行くよう命じられたが、これを一端は断った。しかし、敵の真つ只中に、敢えて使者を務める者など他になく、また、秀頼からはどうしても乞われたため、一政は不服ながらこれを引き受けた。なお、「浅井一政自記」では、常高院に対する伝達内容の詳細は記されていないものの、そ

の趣旨は、母淀の助命嘆願を徳川方に伝えて貰う依頼であったと思われる。⁽⁵⁴⁾ 常高院は母淀の妹であり、かつ將軍秀忠の妻・江の姉で（系図参照）、家康とも面識があることから、これまでも豊臣方と徳川方の仲介役を務めていた。⁽⁵⁵⁾ また、一政が自分たちと同じ浅井の血統であることから、常高院への使者として適任と判断したのである。⁽⁵⁶⁾

早速一政は京極忠高（常高院の養子で二代小浜藩主）の陣所を尋ねてみると、京極家中の井口左京が答えるところ、常高院はすでに陣所を去り、田中（現在の大阪府茨木市田中町カ）まで移動したと言う。なお、この後井口は一政の使者役として行動を供にする。そこで一政は秀頼の居る大坂城月見矢倉まで井口を向かわせ、右内容を伝えて貰ったところ、「どこまでも追いかけて必ず常高院に会うように」との仰せが下ったので、田中まで向かった。田中に到着し、常高院と面会することが叶ったが、忠高に了解を得た上で返事を伝えると仰せになったため、一政は常高院と共に、再び忠高の陣所へと赴く。そこでようやく常高院から秀頼への返事を受け取り、大坂城の水の手口より城内へ戻ろうとしたものの、井伊直孝の部隊に捕縛されてしまう。⁽⁵⁷⁾ 一政は直孝に対し事情を説明して、捕縛を解き、大坂城内へ通してくれるよう懇願したところ、「忠高殿から切手（証書）が出されるのであれば、入城しても良い」との事だったので、忠高の陣所まで井口を遣わしたが、忠高から断られ、証書が出されることはなかった。そこで今度は且元の陣所へ井口を遣わし、且元の力添えで大坂再入城を果たそうと試みたが、井口がいまだ戻らぬ内に月見矢倉が出火し、秀頼以下皆切腹を遂げたとの知らせが届く。なお、秀頼の自害した場所については、「東ノ矢藏」（『豊内記』）・「えんせう（煙硝）藏」（『大坂陣山口休庵咄』）など史料に拠って記述は区々で、一政自身も秀頼の最期に立ち会っていないため、その場所は不明とせざるを得ない。その後一政は秀頼に対し追腹（殉死）を遂げることなく、京都へと護送された。

京都に到着した一政は、大坂落人として処刑されることも十分にあり得たが、恐らくは常高院による助命嘆願があったのであろう、辛くも生き延びることが出来た。⁽⁵⁸⁾ なお、先述したように、一政はその後前田利常に召し抱えられたが、一政の雇用にあたっては、特別な理由が存在したとされる。すなわち、利常の正室は珠姫と言ひ、二代將軍徳川秀忠と江の二女で、淀の姪にあたる（系図参照）。そのため利常は、かつて一政が妻の叔母である淀を救うために使者として奔走してくれた感謝の印として、内証で一政を召し抱えたのだと伝わる。⁽⁵⁹⁾

「浅井一政自記」を通読すると、一政の有する様々な人脈が看取出来るが、〔35〕からは、その中でもとりわけ浅井の血統が果たした

役割の大きさを改めて窺うことが出来る。

おわりに

本稿ではまず、近世初期に成立した軍記物語『豊内記』の記述を追う中で、典拠史料の一つとして「浅井一政自記」を新たに見出し（第一章）、その書誌情報を確定した（第二章）。さらには、「浅井一政自記」の記載内容を読み解くことで、豊臣家中からみた大坂の陣について検討してきた（第三章）。本稿で明らかにした成果のうち、前掲の課題に照らして、最後に改めて強調しておきたいことは次の三点である。

（1）大坂城退去前の片桐且元と豊臣秀頼が、平和的な解決方法を模索し、多岐に渡る交渉を続けていたこと。周知の如く、両者は最終的に決裂してしまうものの、且元が自身の屋敷に籠っている間、全くの没交渉であったわけではなく、内紛による犠牲者が出ることを瀬戸際で止めるため、双方が了解を取りつつ、様々な妥協策が提案されていたことが見てとれる。その結果、一政が「秀頼と市正との間諜を一端明申事」と認識した如く、僅かであれ、両者間の緊張も緩和されていたのである。

（2）豊臣家内部の意思不統一な様相について。秀頼の母・淀が、政務に介入し、時に当主である秀頼を差し置いてでも我を通そうとする姿が看取できた。さらに、豊臣家内部の意思統一を阻害する要因は淀だけではなく、大野治長ら重臣の存在もあり、秀頼は彼らの行動を御しきれなかったのである。（1）で指摘した通り、解決の目途が付いていたにもかかわらず、双方物別れに終わった理由は、この点にこそある。こうした豊臣家内部の不穏当な状況は先行研究でも繰り返指摘されていることだが、改めて豊臣家中に居た人物による証言が得られた意義は大きい。また、一政による右のような理解が、その後の軍記物語における豊臣家中の描写、たとえば忠臣片桐且元・佞臣大野治長・悪女淀像などの創造に大きく影響を及ぼしていたことも窺える。^⑩

（3）終戦後における大坂落人の処遇について。落人に関しては関連史料が乏しく、その実態がなかなか掴めないのが現状だが、浅井一政については、「浅井一政自記」を始めとして関連史料が比較的まとまって残されており、そのため、一政が血縁・旧主・戦友など、様々な繋がりを頼みとして最終的に加賀藩への仕官を叶えたことを辿ることが出来る。今回明らかとなった一政の来歴は、今後他

の落人の事例を考える上で重要な基点となるだろう。

この他「浅井一政自記」の記載内容については、本文中でも触れた通り、歴史学のみならず、文学・あるいは建築史上における重要な論点も含まれている⁶¹。そのため、今後はこれら隣接する諸分野の研究成果を組み込みつつ、当該史料に関して改めて精緻な検討を行っていく必要があるが、それらは稿を改めて論じていくこととし、ひとまず擲筆としたい。

注

- (1) 大坂の陣全体を扱った近年の著作として代表的なものに、笠谷和比古『関ヶ原合戦と大坂の陣』（吉川弘文館、二〇〇七年）・渡邊大門『大坂落城―戦国終焉の舞台』角川選書、二〇一二年）・曾根勇二『大坂の陣と豊臣秀頼 敗者の日本史』吉川弘文館、二〇一三年）などがある。
- (2) 『難波戦記』に先行する軍記として、慶長二十年（一六一五）に刊行された『大坂物語』がある。なお、大坂の陣に関する軍記物語の成立とその系譜関係については、青木晃「大坂ノ陣の文学世界」（『軍記物語の窓第一集』一九九七年）同「大坂ノ陣」・敗者の文学―例えば『大坂籠城記』『大坂落城記』など―」（『国文学』七十八、一九九九年）・高橋圭一「大坂城の男たち」（岩波書店、二〇一五年）・井上泰至・堀新編『秀吉の虚像と実像』笠間書院、二〇一六年）などを参照のこと。
- (3) 「豊内記」（古典遺産の会『戦国軍記事典 天下統一編』和泉書院、二〇一一年）・前掲注(2)高橋著五〇～五十三頁などを参照のこと。なお、『難波戦記』については、『豊内記』の他に、寛文八年（一六六八）に成立した『慶長軍記』の影響も指摘されている。『慶長軍記』については、井上泰至「軍学者の想像力 植木悦」（同『サムライの書齋』ぺりかん社、二〇〇七年）を参照のこと。
- (4) 阿部一彦「大坂物語」と『豊内記』（同『太閤記』とその周辺）和泉書院、一九九七年）。を参照のこと。
- (5) 前掲注(4)阿部論文参照。その他、『豊内記』には近江浅井氏の記事が頻出することから、『豊内記』の作成にあたっては、浅井氏関係者の関与が指摘されている（前掲注3『戦国軍記事典』）。
- (6) 「戦功覚書」とは、戦国時代を生きた武士が後年（慶長～寛永期）になって自身の戦功を振り返り、書き立てたものと定義される。戦功覚書の史料の価値については、金子拓「記憶の歴史学 史料にみる戦国」（講談社、二〇一一年）・竹井英文「戦功覚書」と城郭研究」（齋藤慎一編『城郭と中世史料―機能論の探求―』（高志書院、二〇一五年）などを参照のこと。
- (7) 前田育徳会尊経閣文庫所蔵。
- (8) 「豊内記」（『日本古典文学大辞典』岩波書店、一九八四年）。
- (9) 近年、平戸オランダ商館長宛の書簡の内容が明らかにされ、豊臣家滅亡直前における家臣たちの裏切りや放火についての記述があることが報

道で大きく取り上げられたが、当該史料を発掘した国際日本文化研究センターは、「あくまで当時の噂として書き留められたものであり、歴史研究上においては、厳格な史料批判を行い、その信憑性について疑うべき余地がある」として注意を喚起し慎重な姿勢を示している（「ハーグ国立図書館所蔵平戸オランダ商館文書の調査に関する説明」http://research.nichibun.ac.jp/ja/images/pdf/pj-holland_3.pdf）。

(10) 『大日本史料十二編之十四』（東京大学出版会、一九七二年、一八五～一九四頁）・『大日本史料十二編之十五』（東京大学出版会、一九七二年、一九四～一九六頁）・『新修大阪市史料編 第五巻』、大阪市、二〇〇六年、五四〇～五四一頁）。

(11) 櫻井成廣『豊臣秀吉の居城 大坂城編』（日本城郭資料館出版会、一九七〇年）。

(12) 藤田実「宇佐美定祐と『大坂御陣覚書』」（『大阪市史編纂所編『大坂御陣覚書』二〇一一年』）。その他平山優『真田信繁——幸村と呼ばれた男の真実——』（角川選書、二〇一五年）でも参照されている。

(13) 金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵加越能文庫所収、史料番号特一六・三二—〇六五、枝番号一七〇。

(14) 秀頼の母である淀も、天正一七年（一五八九）に至るまで、表立って父母（浅井長政・お市の方）の鎮魂を行うことを控えていた（田端泰子「『大坂冬の陣・夏の陣』に収斂する淀殿の役割」『女性歴史文化研究所紀要一』二〇〇三年）。

(15) 「公木」の読みは、「諸士系譜一六」（金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵加越能文庫所収、史料番号特一六・三一—一六、枝番号四九）に倣った。

(16) 東福門院も江の五女として浅井の血筋を引いており（系図参照）、そのため、同じ血縁がもとで対馬局を召し抱えたものと推測される。

(17) 長浜市長浜城歴史博物館編『浅井氏と北近江』（サンライズ出版、二〇〇八年）。なお、「徳勝寺旧記」（『布施卷太郎氏所蔵文書』東京大学史料編纂所所蔵写真帳六一七一・六一—一九三）に拠れば、政右衛門が徳勝寺に木像を寄進したのは、浅井長政百回忌法要の時であり、寛文十二年（一六七二）年九月一日に、「加州浅井源右衛門」名義で銀二枚を香典料として徳勝寺に進献している（史料情報について林晃弘氏に御教示いただいた）。

(18) 慶長十六年（一六一二）段階における豊臣家の重臣の名を列挙した「禁裏御普請帳」（松尾美恵子「慶長の禁裏普請と「家康之御代大名衆知行高辻」帳」『学習院時女子大学紀要』創刊号、一九九九年）や「豊臣秀頼御上洛之次第」（拙稿「山口県文書館所蔵『豊臣秀頼御上洛之次第』について」山本博文編『法令・人事から見た近世政策決定システムの研究』東京大学史料編纂所研究成果報告、二〇一四年）には一政の名は見出せない。

(19) 秀吉死後の豊臣家中は慢性的な人材不足に陥っており、その結果、淀—秀頼母子に繋がるごく少数の私的人脈で豊臣家政を運営するようになっていた。中でも淀と血縁関係にある織田氏の立場が相対的に浮上し、にわかに脚光を浴びるようになっていたことが指摘されている（小川雄「信長は秀吉をどのように重用したのか」日本史料研究会編『信長研究の最前線——ここまでわかった「革新者」の実像——』洋泉社、二〇一四年）。

- 年・和田裕弘「織田家の人びとと大坂の陣」『ここまでわかった！大坂の陣と豊臣秀頼』新人物文庫、二〇一五年。
- (20) 加賀藩士の事績を抄録した「真偽一統志抄」(金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵加越能文庫所収、史料番号特一六・三四―一〇六)には、「片桐市正茨木城へ籠候時危キ難儀源右衛門のかし候故、其子孫片桐主膳より合力米五百石^送送之、京都にて心易牢人暮罷有候よし」とある。
- (21) 「政隣記」(『加賀藩史料第三編』明治印刷株式会社、一九三〇年、一六二頁)。
- (22) 金沢市埋蔵文化財センター編『野田山・加賀藩主前田家墓所調査報告書』金沢市、二〇〇八年)。なお、現在野田山にある一政の墓標は、明治三十四年(一九〇一)五月に建立されたものである。
- (23) 山本博文『加賀繫盛記』(NHK出版、二〇〇一年)・長屋隆幸『戦功書上』の成立について(同『近世の軍事・軍団と郷士たち』清文堂出版、二〇一五年、初出二〇〇九年)を参照のこと。なお、「浅井一政自記」の表紙には、「於大坂浅井源右衛門裁判始末覚書」とあり、また、文章末尾には、「此外ニ少々裁判の事候へ共、書のせ不申候」との記載がみえる。ここから、加賀藩当局が一政の戦功を審査するにあたり、その真偽をめぐって何らかの不備が生じていたこと、この不備を補うべく一政は、自身の戦功証明として「浅井一政自記」を執筆したことが窺える。
- (24) 前掲注(12)藤田論文を参照のこと。
- (25) 『寛政重修諸家譜』十卷一八八―一八九頁参照。
- (26) 岡嶋大峰「加賀藩における大坂の陣論功行賞と家中統制(報告要旨)」(『日本史研究』六四四、二〇一六年)。
- (27) 「浅井一政自記」には包紙が一枚付属しており、そこには「渡瀬弥次右衛門とのへ」との記載がある。この「渡瀬弥次右衛門」は、寛文九年(一六六九)に作成された「大坂一卷」(『加賀藩史料 第二編』三三八頁)に、大坂の陣において戦功を挙げた加賀藩士(御小姓衆)の一人としてその名がみえる。ただし、「渡瀬弥次右衛門」のその後の消息は不明で、一政が何故この人物に覚書を託したのか、仕官の際の窓口になったとも考えられるが、この点についての詳細は後考を俟ちたい。
- (28) 徳富猪一郎『近世日本国民史 家康時代中巻』(民友社、一九二三年、一七九―一九五頁)・辻善之助「片桐且元論」(同『日本文化史別録三』春秋社、一九五三年)・曾根勇二「片桐且元(人物叢書)」(吉川弘文館、二〇〇一年)・福田千鶴『淀殿―われ大閤の妻となりて―』ミネルヴァ書房、二〇〇六年)・長浜市歴史博物館編「片桐且元―豊臣家の命運を背負った武将―」(サンライズ出版、二〇一五年)などを参照のこと。
- (29) 注(2)高橋著二十七頁参照のこと。
- (30) 一政は奥へ直接赴くことはせず、淀や秀頼が奥に居る場合には取次を介して用向きを伝えている。これは、慶長五年(一六〇〇)正月五日付で発布された大坂城中法度(「天城文書」東京大学史料編纂所蔵影写本三〇七一・五四―九〇)に大坂城本丸奥御殿の内側への男子禁制が規定されていたことに由来しよう。なお、奥への取次としてここでは饗庭局が登場するが、前掲系図を参照すれば、饗庭局は浅井亮政の孫娘にあたる。

る。そのため一政は同じ浅井家の出自であることを諛に、数居る女房衆の内でも饗庭局を頼みとしたのだろう。

- (31) 「帝鑑之間」の名称は、豊臣時代の大坂城本丸御殿の詳細を描いた『中井家本丸図』には記載はないものの、(6)に拠れば、「おくとおもてのろうか」に隣接した部屋であることがわかる。櫻井はこの記述を、大坂城表御殿と奥御殿を繋ぐ廊下であるとする解釈を示し、その結果「帝鑑之間」を表御殿御対面所(図①○囲いの部屋)の一角に比定している(前掲注(11)櫻井著一六六―一六八頁参照)。しかし、『中井家本丸図』を参照すると、大坂城における表御殿と奥御殿は廊下で繋がってはならず、まったく別個の建物であり、外に出て鉄御門を通らなければ互いに行き来出来ない構造となっている(図①参照)。したがって、この場合の「おもて」とは、大坂城表御殿を指すものではない。そこで、前掲注(30)大坂城中法度に注目すると、男子が立ち入ってもよい限界は、奥御殿「御広間」までに限定されている(第七―九条)。この「御広間」については、『中井家本丸図』を再び参照すると、廊下が敷設されており、その先には「御殿」「御納戸」「風呂屋」といった部屋がある(図②参照)。この区域は大坂城本丸の最奥部であり、秀頼母子の私的な生活空間であったのだろう。このように大坂城奥御殿の中は「御広間」を境界として表と奥に分かれており、それぞれ江戸城における「中奥」「大奥」に該当しよう。このように理解すれば、「帝鑑之間」は廊下に繋がる「御広間」か、その周辺の部屋に比定出来る。なお、豊臣時代の大坂城本丸奥御殿が二つの空間に分離されることについては、先行して指摘がある(福田千鶴『豊臣秀頼』吉川弘文館、二〇一四年)。

- (32) この御誓文に関しては現存しておらず、その詳細は不明ながら、(7)にみる且元の返事から推測すれば、「無如在」とする内容であったことがわかる。

- (33) 「駿府記」(国書刊行会編『史籍雑纂第二』国書刊行会、一九一一年)。

- (34) 東京大学史料編纂所謄写本二〇七五―七七七。

- (35) 【史料1】は【史料2】と異なり、秀頼の自筆で、なおかつ花押の使用が認められるなど、当主である且元に、より重きを置いた書札礼を用いている。

- (36) 「淀殿、秀頼公より数通之御たばかりの御状、淀殿御誓紙も被下候得共」(片桐家文書七十七号文書 大坂一乱之覚書) 芥川龍男編『お茶の水図書館蔵成實堂文庫武家文書の研究と目録(上)』お茶の水図書館、一九八八年)。

- (37) 先行研究はとりわけ淀の起請文をめぐって見解が分かれている。徳富猪一郎は、前掲注(36)「大坂一乱之覚書」の記載を重視し、起請文は且元を騙すための方便だったと評価する(前掲注(28)徳富著参照)。一方福田千鶴は、先祖供養に熱心だった淀が、実名で、自身の氏神まで含めて誓約している点を踏まえ、起請文は謀書ではなく、淀の嘘偽りない心情を示しているとする(前掲注(28)福田著『淀殿』参照)。本稿では福田の見解を支持し、なおかつ福田の言及していない点を中心に論じることとする。

- (38) 前掲注(34)「片桐日記写」に収録。書簡本文中に「しせんしよさい(如在)にもおもふかと御思候ハんと、さしあたり、いらさる事にて候へとも、し

よさいなきとをりせいしをもつて申候」とあり、当初不要とは思ったが、且元の心境を酌んで、淀も秀頼に做った起請文(前掲注(32))を追加して送ったことが示唆されている。

(39) 文中、「奥とおもてとの間にハ菊の屏風たちておふくる御入候」とあり、淀が人目を避ける描写が認められるが、天正一四年(一五八六)に大坂城を訪れたルイス・フロイスに拠れば、「関白婦人(ねね)は宮殿や城内では、いかなる男子にも接しないのが慣例である」(ルイス・フロイス著・松田毅一・川崎桃太郎『日本史一豊臣秀吉』中央公論社、一九八一年、二二二頁)とされ、淀もこれに做ったのだろう。

(40) 後世、悪女として徳川方の手に拠りその評価が著しく貶められたとする淀だが、「浅井一政自記」の記述から、実際には豊臣家中の認識において、すでにその萌芽が認められる。

(41) 一政は片桐家中の発案を且元に伝達したにすぎないが、『豊内記』では、あらずじをわかりやすくするため、当該計画を一政による発案に改変している(表2・11)。

(42) 治長による大坂城本丸占拠には、且元への対抗措置だけではなく、且元との和解に向かおうとする秀頼に対し、実力行使をもって翻意を促そうと言う意図もあったものと推測される。

(43) 前掲注(36)「大坂一乱之覚書」に拠れば、且元の蟄居先を高野山とする。

(44) 「当代記」(『史籍雜纂第二』)では、片桐家に人質として差出されたのは大野治長方の人物とされる。なお、慶長十九年九月二十八日付で京都所司代の板倉勝重が伊勢桑名藩主本多忠政宛てた書簡中に、「早々立退不申候者、やきつくし可申との使、秀頼分立申」とする過激な描写があるが(「大坂城天守閣所蔵文書」大坂城天守閣編『大坂城・上田城友好城郭提携10周年記念真田幸村の生涯を彩った人々』二〇一六年、一三五頁)、同時代史料であるものの、あくまで城外に居た者の伝聞に過ぎない。もし仮にこのような立ち退き強要が事実であったとしても、「浅井一政自記」の記述にみる、これまでの両家の交渉過程を踏まえれば、秀頼は、城外退去か焼き討ちかの二者択一を突如迫ったのではなく、より穏当な命令がまずはなされたものと思われる。

(45) 一政と共に使者を務めた速水を始めとする七組衆についても、「右七手組之頭ハ、諸牢人老人も抱申不、是ハ大野修理、七組頭ハ江戸へ内通有之由疑とて、人数抱させ不申候」(「大阪陣山口休庵咄」続群書類従完成会編『続々群書類従四』国書刊行会、一九七八年)とあるように、參戦を許されなかった。

(46) 寺尾勝右衛門は、大坂落城時秀頼と共に自刃した近習の一人としてその名がみえる(『綿考輯録卷三』出水書院、一九八九年、三十三頁)。

(47) 信繁は五月六日に大坂道明寺における戦闘に参加した後、冬の陣で家康が布陣した茶臼山を占拠し再利用した。この時信繁が対峙していたのは越前松平忠直の軍勢であり、その後信繁は天王寺の戦いにおいて越前勢との戦闘で命を落とすことになる。

(48) このように秀頼が不出馬に終わった原因については、①徳川方の謀略、②豊臣家内部の意思不統一にあることが指摘されている(前掲注(31))

福田著『豊臣秀頼』参照。

(49) 「沢田次左衛門」は「先祖由緒井一類附帳」（金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵加越能文庫所収、史料番号特一六・三一—〇六五、枝番号四一八二）に拠れば、知行四〇〇〇石の加賀藩士で、一政の戦功審査に関与していたために、沢田の元に山口勘右衛門の証言が寄せられたのだろう。なお、沢田は寛永十二年に病没するため、「浅井一政自記」はそれ以前に作成されたことが改めて確認出来る。

(50) 詳細は、拙稿「大坂落人高松久重の仕官活動とその背景——戸村義国との往復書簡を題材として——」（『共立女子大学文学部紀要』六十二、二〇一六年）を参照のこと。

(51) 福田千鶴は、秀頼の事例を含め、戦国期における天守閣の機能を広く検討する中で、落城時には、城主は天守内で一族・眷属を殺した後、自身も切腹し、その上で天守を自焼すると言う作法があったことを指摘している（同「天守と江戸人の心——機能からみる城郭観」『岩下哲典』「城下町と日本人の心研究会編」『城下町と日本人の心性——その表象・思想・近代化——』岩田書院、二〇一六年）。

(52) 「浅井一政自記」の末尾に、「秀頼へ達而切腹す、め申者我等一人にて候事」とあるように、秀頼へ自害を勧めたことを、一政は先駆けの戦功と並んで、加賀藩への仕官の際の売りにして周回には記憶されており、『金澤古蹟志』には利常の談話として、一政の殉死について、「（一政は）大坂にて腹を切り損ぜしものぞ、此度切らせ〜と宣ふとぞ」などと記されている（森田平次編『金澤古蹟志卷二十四』（金沢文化協会、一九三三年、十六頁））。

(53) 津川近治については、木下聡「総論 斯波氏の動向と系譜」（同編『室町幕府の研究 第一巻 管領斯波氏 戎光祥出版、二〇一五年）を、毛利勝永の詳細については、今福匡『真田より活躍した男 毛利勝永』（宮帯出版社、二〇一六年）を参照のこと。

(54) 前掲注(20)「真偽一統志抄」には、秀頼が常高院を頼った理由について、「母儀、婦人之事に候間、御助命可在之候、家康公へ頼人之旨」と記している。

(55) 前掲注(28)福田著『淀殿』二二五—二二二頁を参照のこと。

(56) 「浅井一政自記」には見当たらないが、「土屋知貞私記」（『続々群書類従 第四 史伝部3』続群書類従完成会、一九七八年）に拠れば、一政の他に京極備中守・別所孫右衛門が共に常高院の使者として城外に遣わされたとされる。

(57) 一政が捕縛されたためか、この後常高院は返事を伝えるため直接大坂城内に向いたようである。秀頼・淀らが自害を遂げた後、常高院は淀に仕えていた女中のお菊と共に城外へ脱出したことが「おきく物語」にみえる（『おきく物語』原田伴彦・竹内利美・平山敏治郎編『日本庶民生活史料集成 八』三一書房、一九六九年）。

(58) たとえば、大坂の陣に豊臣方として参戦した浅井長政の子・政賢は、姉である常高院の働きかけで戦後を無事生き延びている（直井武久「淀

殿の弟——浅井作庵と京極家——」香川県文化財保護協会編『文化財協会報昭和六十二年度特別号』一九八七年）。一政は終戦直後京極家の預かりであるのに加え、同じ浅井一族であることを誼として政賢と同じく常高院から庇護を受けたのではないか。

(59) 前掲注(20)「真偽一統志抄」参照のこと。

(60) 「浅井一政自記」に先立って刊行された『大坂物語』において、すでに豊臣家中が悪辣に描かれていることから、一政自身これら出版物の影響を受けている可能性は否定出来ない。

(61) その他今後取り組むべき課題として、「浅井一政自記」の伝播過程の解明を挙げておく。本文中では十分に触れられなかったが、同書は『豊内記』に留まらず、諸書で参照されており、その一例として、内閣文庫所蔵『大坂軍記今木家伝集(全四冊)』(史料番号一六八—二〇九)がある。同史料は第一巻序文に拠れば、元禄一二年(一六九九)夏に「林高陰豊院」なる人物(林家の一派か)によって執筆された軍記物語で、巷間に伝わる『大坂物語』の誤謬を糺す目的から筆をとったと言う。「豊院」は参考文献の一つとして「今木伝記」を挙げており、この「今木伝記」について、「今木源右衛門作也、秀頼ノ近習老剛ノ者也」とあるので、「浅井一政自記」のことだとわかる。このように「浅井一政自記」は江戸時代数ある軍記の中でも信憑性の高い史料として評価されており、こうした評価を得るに至った背景には、一政本人や、その子孫である加賀浅井家が「浅井一政自記」を門外不出とせず、積極的に開示・宣伝していたことを想像させるが、この点についての詳細な検討は別稿に委ねたい。

【補注】本稿は、二〇一六年十月三十一日に行われた豊臣秀吉関係文書研究会における討論の内容を踏まえて成稿した。また、文中における史料の利用にあたっては、金沢市立玉川図書館近世史料館・前田育徳会尊経閣文庫の許可を得た。記して感謝申し上げる。

【凡例】

一、本稿は前田育徳会尊経閣文庫所蔵「浅井一政自記」の全文翻刻を掲載する。なお、本史料についてはすでに『大日本史料第十二編之十四・十五』・櫻井成廣『豊臣秀吉の居城 大坂城編』・『新修大阪市史料編第五卷』において翻刻が部分的に掲載されているが、本稿では今後の研究の利便性を考えて、改めて全文を掲載した。また、原本を確認して一部翻刻を改めた。

一、翻刻にあたっては、闕字・平出を残した。また、適宜句読点・並列点・括弧（「」「」）を補った。

一、かなはすべて現行の字体に改めた。ただし次のものは残した。カ（より）、江（え）、而（て）、茂（も）、与（と）、者（は）

一、旧漢字・異体字は固有名詞を除いて、新字に統一した。

一、誤字・脱字については（ ）内に正しい字を傍示するか、（マ）とした。

一、各条書の末尾に、便宜的に番号を振った。

【翻刻】

（表紙、右綴じ）

浅井一政自記
於大坂浅井源右衛門裁判始末覚書

（慶長十九年）
寅ノ九月廿三日の朝市（午前且元）正殿屋敷へ我等罷出候、御城より

直二駿河へ御下候用意にて、下々（足袋）たび（脚絆）・きやはんの躰（躰）に候、

一、御城へ上り候へハ、とけい（時計）の有所之西ノ方に渡邊内蔵助（内蔵）・木

村長門居候て、我等御前へ出候ニ出むかい、「市正殿ハ御上

り候哉」と問申候、「只今登城可有由」と申候て、千帖敷

う（表）ら通参候へハ、秀頼ハ千帖敷上段ノ次ノ段に御入候、我等

北ノ（裏）ゑんに何公申候へハ、「市正者出候哉」と御問候間、「只

今可罷出由申候」と申上候（一）、

一、御前に暫居候へハ、坊主共よひ立申て、市正殿より御用候

間、御出可被成由ニ候、如此申ニ付、市正殿屋敷へ参候へ

ハ、平右（梅戸八右衛門）・八（梅戸八右衛門）右、我等に御あひ候て、八右之部屋へよひ、

「不慮成仕合出来候故、市正御城へ不罷出候、何事に候哉」と尋候へハ、八右被申候ハ、「内々其方御申候事、必定二候、今日市正可有御成敗由去方より申来候、先市正二御あい可被成由」二候、(慶長十八年)丑ノ年の春、若き者共すまぬしかた共相見候通、八右をもつて市正殿へ申入候「2」、

一、市正殿前へ出候へハ、「内々そなたノいわれたる事誠に候、家かつふれんとてハおもはしらかまつおる、物二候、さてくゝ笑止なる事二候」、如此御申候、「何事に御座候哉」と申候へハ、「今日身を可有成敗との事二候」と御申候、「さても不慮成御仕合二候、とかに可申様も無之」と申候て、市正殿前を立、八右の部屋へ参、「何とありて可然哉」と申候へハ、八右被申候、「市正心中毛頭殿様へ対し御如在を不被存候、其段私請あい申候、殿様へ何とぞ御申候事ハ成申間敷候哉」と被申候、此間色々談合御座候へとも長く候「3」

一、市正殿前へ出候て、「無御如在段、乍推参、殿様へ一応申上見可申候、御心中御残シなく、私に可被仰聞候哉」と申候へハ、「無如在段々」被仰候、「そこにて人質を御出可被成候哉」と申候へハ、「中々、出し可申」と被仰候「4」、

一、御城へ出候へハ、千帖敷之二段めニ、(要庭局)いまた御入候、(奥)あいは殿へ申候て、小々姓を以、「御用之事間、(有カ)おくへ被為成候へ」と申上候へ共、何共無御意候、又重而申上候へハ、被成御立

候、(装束)しやうそくの間の(懸)ゑんに我等罷有、(帝鑑)ていかんの間へ被為入候様ニ申上候へハ、我等めしつれられ御入候、あいは殿へ申候て、「是へ誰も御入あるましく候、あいは殿もそれに御入可有か」と申候て、秀頼へ申上候ハ、「不慮成義出来申候、何事ぞ」と被仰候、「市正御成敗之事きこへ候て、今日不罷出、屋敷へたてこもり候」と申候へハ、「天道も照覧あれ、おれハ不知」と御意二候、「さて何としたらハ可然とわれハおもふぞ」と被仰候間、市正心中之通、八右衛門ニ尋候へハ、「毛頭市正二心ある義にてハ無御座候、さへにてあしく御耳に立候物にて可有之由」申候、「又市正江も承候へハ、『人質を出シ可申出』申候、是にて市正心中ハしれ申候、御手廻少々被召連、市正處へ被成御座、御頼候て可然と存候、昔信長様おとなむほんを仕候時、か様に被成たる由承及候、(織田)其上市正ハ『人しちを出し可申』と申候、此上を御疑可被成事にてハ無御座か」と申上候へハ、しはらく御思案有て、「されとも市正心中しれぬ事に候、又何としたらハ可然と思ふ」と被仰候、「此上ハ只今御せいもんにて候間、其旨御書を被遣、市正心中御き、可被成候」、「尤候、さらハ御書を可被遣候」と被仰候内ニ、御ふくろより、おいくにつかいに(使)て「おくへ被為入候へ」と御使ニ宮内卿・右京大夫参候、さて帝鑑之間(表)おくとおもての間(廊下)ろうかへ御出候へハ、市正殿

やしきへ下やしき分ひきもちきらす人数籠申候躰、目之下に見へ申候〔5〕、

一、御書をろうかにて我等と御相談候て被遊候、しろき文箱二御入候、符ハ我等つけ申候、土肥少五郎もたせ被遣候、返事御待候てろうかに御入候、奥より、「心もとなかり、先奥へ被為入候へ」としきりに御つかい二候、我等も申上にくき事に候へとも、「かやうの事ハ女房衆の存事にてハ無之候」と申候へハ、つかいの者をことくしく御しかり候へハ、二度使不参候〔6〕、

一、市正殿分返事にハ、「少も御如在を不存通、段々申ひらき、さて御せいもん状冥加なく難有候」との返事にて候、秀頼被仰候ハ、「此上ハ何とあるへき哉」、私申候、「此上ハ御使を以可被仰遣候哉」と申上候へハ、「誰かつかいニハ、可然ぞ」と被仰候間、「八右衛門ニ致談合可申上候」と申候而、我等ハ屋敷へ参候〔7〕、

一、八右・平右被申候ハ、「此御使ニハ、主膳殿可然と存候」、八右又被申候ハ、「口利口ニ物申人なれ共、か様の事ハ埒明かね申候」、「さらハ誰かよく可有」と談合申候へハ、「秀頼様へも直ニ物申人でなくハなるましく候」とて、誰かれと申内に、「速水甲斐守可然」との事ニ落着申候、「此返事遅候」とて、あいは殿のやしき分我等をよびに来、「何とて返事おそ

く候や」と御意のよし、あいは殿を御使にて被仰候、此間何と仕候哉失念申候、そろくと夜に入申候、其内市正殿屋敷・有楽の屋敷へハ、具足・かふとをもたせ、只今事出来候様にひしめき申候、修理・内蔵助・長門守などハ屋敷二か、ミ居候てなんき致候由後ニ承候〔8〕、

一、甲斐守御使にて召候へハ、大すミ与左衛門方へ振舞に参、酒ニ少酔て登城候、我等をハ市正ひいきと御袋思ハれ候哉、先甲州をろうかへよひ、しはらくあいた有て我等をめし候て、「けさの状にいふことく、甲斐守にいひ渡し候間、同心して市正によくいへ」と御意候〔9〕、

一、市正殿へ参候へハ、居間よりをく南のかたの座敷へつれて御入候て、二心なき段々被仰聞候様拙子承候て、則兩人御城へ参候へハ、たき火の間ノ中の柱に秀頼ハもたれて御入候、大藏卿・正永其左のかたに伺候二候、奥とおもてとの間にハ菊の屏風たちておふくろ御入候て此返事を御き、候、「如御存知甲州無口ニ候ゆへ、あらまし申上、さて其様子我等に具ニ申上よ」といわれ候間、市殿御申候通不残申上候、然處に正永脇より申候ハ、「市正殿屋敷へ人数を御集め候ハ、何事に候や」、我等申候ハ、「市正を御成敗あるへきとの事家頼のもの共き、つけ候てこもり申と相見候」、此分にてとかくのあいしらひ無之、おくへ御入候て横嶋玄蕃を召、「市正心中き

かせ、御満足有たる」とてめしたる呉服を我等はかりに被下候〔10〕、

- 一、八右・多羅尾半左衛門はせをの間へ参候而、甲州・我等をよひ、「只今御兩人へ市正申上候通、『於御同心今夜の内二有楽へこめさせられ候御人数を御のけ候て可被下候、市正屋敷にこもり候者共皆おい出し可申候、此通御兩人様へ得御意候へ』と市正申候、此通秀頼(奥)おくに御座候二付、使を以申上候へ」、秀頼の耳へハたてす御ふくろより返事ときこへ申候、「先市正人数をのけさせ、其後有楽處の人数をものけ候へ」と仰出候、甲州あたまをかき(通)なから、「かやうなるでハ何もならぬ事二候」、我等申候ハ、「『かしこまりた』と被仰候て一度に御のけ可有候」、「尤候、さらは其通(奥)おくへも申、市殿へも返事可申候」、此分ニ相濟、扱市正殿へハ、貴様如御存知、甲州・我等檢使に参候、有楽へハ、横嶋玄蕃・永翁参候、是ハ廿三日之夜の事二候〔11〕、
- 一、御城へハ市正殿ニおそれて一人もあかり候事いづれも不成、当番横嶋・溝口新助・永翁斗二候、夜更七組を召、御談合二候由二候、是ハ我等ハ不存候〔12〕、
- 一、廿三日朝四ツ時分よりの事二候、「大事出来候」と存候て、七組をはじめ一人もつらたしを不仕候、我等一人指出、埒をあげ、無事をと、のへ、人数を其夜にのけ申候、「我等不

罷出候ハ、大事急ニ出来候ハん」と存事候、「寄親へ之奉公ニ可罷成」と存候〔13〕、

- 一、「常心(織田信雄)より佐々雅樂助を以市正殿へ御しらせハ、廿三日四ツ時分ニて可有」と存候、市正殿へハ、北村宗右衛門申出候、我等やしきへ出候而、御城へあかり候時迄ハ何之沙汰も無之候〔14〕、
- 一、廿四日平右・荒木勝太などハ右のへやにて談合二候、「水の手より市正殿御城へ御上り候て、城を御持堅め候て、修理なと可被仰付事候、此通市殿へ申度よし二候、我等ニ申候へ」との事二候間、右之通申候へとも無御同心候、其時市正殿へ達而申候、なかく候問書不申候〔15〕、
- 一、廿六日修理諸牢人を召連、御城へたてこもり候而市殿を可打果用意二候、「我等義ハ市正殿寄親、又ハと(答)かもなき人を、りふしん成義」と存候、「又ハ人のおちめをハ主を捨ても見つき候事、侍のならいの由」聞及候ゆへ、市殿屋敷へ具足を着、上にきる物きて市正殿前へ出申候、主膳殿ハ北の障子わきニ御入候、我等ハ南の方にむかいあい居申候、市殿ハもん所のあるきる物うハかけて居間に御入候、けいにと申(比丘尼)ひくに、ほん(盆)ニわしかゆをすゑて、あハた(雀)、しくもちて参候へハ、市殿御しかり候て、六左衛門に御申付候て、かゆ(粥)をせんにすゑて出し、さて酒出申候、ゆるくと御咄候而、

かうらいの事、又丹後にて急なるやうニ申候へ共、^(高麗)ふろをたかせて入候、主膳、「丹後にての事ハしり可申候」と御物かたり二候、其内大橋長左衛門「御城より人数可出ていに御座候」と申来候、我等申候ハ、「おくの御しまいを被仰付可然候哉」と申候へハ、酒をとり申候、「九左衛門子喜四郎のしやくを取候か」と存候、主膳殿我等に御申候ハ、「我々妻子は何と可仕候哉」と市正殿をうか、い、我等に御といに、我等申候ハ、「別々にハしまいかね可申候、此方へ御よひ候て御一所に可然候哉」と申候へハ、市殿、「其分可然候、乍去今少待候へ、重而左右を可申候」と御申候て、おくへ御入候、其時ハあしはやくにおくへ御入候様ニ覚申候、居間にてハいかにもゆるくとしたるていにて候、其ゆへ屋敷中さんこ静りて御入候〔16〕、

一、夜に入様子を見可申と存、政所様屋敷令主膳殿屋敷までひとり参候へ共、誰にも逢不申候、それより上屋敷の番所へ参候て見申候へハ、歴々の者共しつまりかつて物音もせず居申候、桜のは、^(馬場)のむかふの矢倉にも鉄炮有たる躰に候、是ハ躰に見不申候、田邊九兵衛、我等に出むかい、「是へ参候」と申候〔17〕、

一、采女殿屋敷へ参候へハ、出雲殿と兩人一所ニ具足を床の上ニおきて其前に御入候、我等参候を見候て、御か、のしをもち

て被遣候、そこにて出雲殿氣をつけられ、鑓を取奇、「此鑓ハよくとをり候間、もち候へ」と御申候、十四か五にて可有候、今存候へハ、きとく^(奇特)成心得にて候、「さすか市殿の子にて候」と存事候、あんのことく七日合戦に手ニ御合候、如此二候へ共、其夜も無何事候〔18〕、

一、廿六日か七日か失念申候、七組衆、速水甲州へ寄合候て、我等も多羅尾半左衛門ニ参候へ、「談合申度事二候」と申来候へ共、我等をハ市殿御やりなく候、半左衛門参候、七人の衆被申候ハ、「最前あつかい濟候ハ、市殿無如在段相濟候處ニ、又如此の仕合可有義ニあらず候」と御城へ申上候へハ、御同心二候、左様に候者、最前筋目に今日人質を御出し可有候哉」との事候、市殿御聞候て、出雲殿を甲州屋敷へ被遣候、則御城へ御意を得、出雲殿を返し申候〔19〕、

一、廿七日かわすれ申候、「市正殿無如在段聞召と、け候へ共、今度御城下へ人数を入候段きこへぬと被思召候ハ、一端寺住居を可仕候、以来ハ殿様御息女候間、出雲殿に可被遣」との御意候事〔20〕、

一、右之仕合故、市殿御算用を御とけ候て帳を御城へ御上候て皆濟御取候由二候〔21〕、

一、九月廿九日か晦日か失念申候、「我等もつれて御退可有候間、其用意致候へ」と市殿御申候、「御尤ニハ候へ共、市正殿御

立退候者、大坂ハやかて相果可申候間、あとに残可申候、今
 までハこなたへの御奉公にて御座候」と申候へハ、色々被仰
 事も候へ共、かたく申に付、さらは丹後方へ市殿分可被仰候
 間、「あそこへ行、わひ事いたし候へ」と御申、「丹後殿我等

も無等閑候」と申候て、丹州へはしりこみ、竹田・大阿弥お
 や兵助を頼候て修理ニことハりを申候へハ、修理守間分に
 て、「よりおやへ之たのもし」一筋二候、秀頼へたいし逆意を
 可存者にあらず候」と申候て、秀頼へ申上御赦免被成候、さ
 れともうたかハれ、御懇ふりハ無之候、此間にあら木勘十郎
 ハ谷町にて打殺申候〔22〕、

一、卯ノ年ハ我等ナミの者廿人白きはおりを被下、合戦場にて御
 取次を可仕候由せいしを被仰付、先へ出候間敷旨御意候
 〔23〕、

一、五月七日ノ巳刻ニ、寺尾勝右衛門、先手真田^(信繁)処分使参、「敵
 合ちかく成候間、合戦始申度候由」申来候、秀頼ハ装束之間
 ニ御入候て、「修理をよへ」と被仰候、修理参候へハ、右之
 段御談合ニ候、修理申候ハ、「さいせむも堅申合候御馬出候
 を相凶ニ仕合戦はしめ候へとの事候、今以其段可然」と申
 候、我等申候ハ、「勝右衛門ハ年寄くたひれ申候^(草臥)牀ニ候間、
 私御使に可罷越候」と申候へハ、修理、「一段尤候、いそぎ
 其通可申」と申候〔24〕、

一、茶^(白)うす山ニ真田・丹後・伊^(伊藤長実)桑^(野々村幸成)・伊木七右衛門^(編田盛忠)な
 と一所に居申候、御使之通申候へハ、丹後申候ハ、「さらハ
 我等共ハめひくのそなへへ可参候」と申候而、下へおり申
 候〔25〕、

一、我等真田ニ申候、「御使に参候へ共、敵合ちかく候間、御先
 へ参候」とことハり候て、伊木七右衛門子半七^(高重)と致同道、先
 へ参、敵合ニ三町あたりへのりまハし候て帰申候、先へ出
 候ハ、此家中の者共見たる者お、く候〔26〕、

一、七日之午刻ニ敵味方七・八町を隔て人数を立ならへ候、敵よ
 り三人のり出し参候、我等白き^(角取)すみとり紙のさし物をさしむ
 き、島をすちかへにあへの海道筋一人鐘をとり出申候、敵一
 人さきへ進出来候を、鐘にてつき伏、首をとり申候、鐘
 し^(塩首)をくびおれ申候、其時真田新参ニ徳岡十右衛門と申者
 つ、きて参候、其うちニ四方ぐる煙たち候て、其後をも不
 存候、此処にて本多出雲殿・小笠原殿^(秀政)など打死ときこへ申
 候、是一番合戦にて御座候〔27〕、

一、一番合戦に我等分先ハ一人も無之候、徳岡十右衛門京に居申
 候、御尋可被成候、大場にての事ニ候へハ、諸人見及申由
 候、稲葉丹後殿家中ニ居申候山口勘右衛門も我等懸り江先申
 候而、其様子沢田次左衛門と申者の方へ状を越申候〔28〕、
 一、敵も未か、らぬ内に諸崩致候、我等ハ御使に参、又ハ手にあ

い申候、秀頼生害之事無心元存候て御城へ参候へハ、城中人
すくなく成候て、

秀頼ハおくとおもての間に御入候、御そはに修理一人小々姓
共少々相見申候、天王寺表之様子見及候段、又味方敗軍之様
子申上候て、「さて御生害ハ何方にて可被遊候哉」と申候へ
ハ、「殿守を留意仕候へ」と被仰候、則修理も御供いたし、
おくへ参候、我等も致御供候、扱奥へ参、「鉄炮の薬ハ何方
ニ御座候」と申候へハ、「たけへ助十郎にとへ」と被仰候、
助十郎ニ問候て、鉄炮薬二人に為持、殿守へあかり、御生害
の所にた、ミをかさねて敷申候而、薬を其処ニおき申候、

「其所へ頼阿弥、樽をもちて参」御意之由申候〔29〕、

一、下へさかり、秀頼之御前ニ参、「殿守を留意仕候」と申上、
火繩に火を付持参仕、殿守へ致御供参候〔30〕、

一、修理あと分参、偽を申候てとめ申候、我等申候ハ、「加様の
時のび候へハ、恥を御かき候ものニ候、合戦のもし返し候事
ハ偽にて御座候、はや千帖敷にも火か、り申候」と申候へ
共、甲州・修理達而申候て下の矢倉へ御供いたし候、是ハ秀
頼の名ニきつつかぬやうに仕度一念斗候〔31〕、

一、御袋ハはやさきへ御下候、秀頼ハ月見の矢倉の下よりさまを
御のそき被成候へハ、市正殿へ参候坂のとうりへ敵つき候躰
に相見申候、其處にて内蔵助切腹いたし候、渡邊長左衛門介

錯仕候かと存候〔32〕、

一、煙にむせ候て我等ハ内へはいり候へハ、正永、「介錯してく
れ候へ」と申候間、介錯致候、御ちやあ又あい又比丘尼三人
かいしやくいたし候、是か手からに成候てハ無之候へ共、
此時ニハ皆々うろたへ、ものを申者も無之候〔33〕、

一、秀頼矢倉へ御出候、みなきやうのさめたる躰ニ候、夜二人、
ひき事なと永々と申候て、「乍慮外、御手本を可仕」と申候
て、脇指をぬき候處ニ、津川左近・毛利長門とかもき候て、
そとへ引立、つれて出申候〔34〕、

一、八日の朝、「常高院殿へ使ニ参候へ」と被仰候、色々御理申
候へ共、「誰に出候へと申候へ共、敵の中へ可出と申者無之
候間、御頼被成候」と事をつくし被仰候付、青屋口京極殿陣
所ニ而候、それへ参候へハ、「常高院さまハ昨日田中まで御
退候」と井の口左京申候、矢倉へ其通左京ものに文をもたせ
遣候へハ、「とこまで成共参候て常高院殿にあい候て申候へ」
との事ニ候、井口左京か馬に乗、森口のあなた田中へやかに
参候、常高院殿へ様子申候へハ、「若狭殿ニあい申候而、返
事可申由」被仰候て、青屋口まで御出候、我等供いたし参候
て返事を承り、水の手まで参候へハ、井伊掃部殿ニおさえら
れ候、種々かり事を申候へハ、「京極殿より切手とりて来候
者、入可申」との事ニ候、不及是非、切手取ニ帰候へハ、切

手被出候事なるましきにきハ、まり不及是非、井口左京を頼、「市正殿陣場を尋てくれ候へ、市正殿頼候て御城へ可参候」と申候へハ、則、方々へ人を尋二遣候へハ、其使不帰内ニ秀頼の御入候矢倉より火出候て切腹と申候、如御存知、我等おいはらを切候奉公人ニてハ無之候間、無是非左京ニおくられ^(送)京へのき申候〔35〕、

寅年

一、九月廿三日に秀頼と市正との間埒を一端明申事、

一、市殿せん^(先途)とを見届候事、

卯年

一、大坂可相果と存きわめ残り候事、

一、五月七日ニ一番合戦に一人進出、手にあい申候事

一、秀頼へ達而切腹す、め申者我等一人にて候事

此外ニ少々裁判の事候へ共、書のせ不申候、
以上、

(張紙)

浅井一政初メ今木源右衛門ト称シ、秀頼ニ近侍シ大坂落城後、
加賀ニ来り仕、浅井源右衛門ト改ムト云リ